

# 第3期 大野城市こども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

令和7年2月  
大野城市



## はじめに

子どもたちが未来に希望を持ち、健やかに成長できる社会を実現することは、私たち大人の責務です。

私たちは、コロナ禍において、生活や働き方などの様々な変化により、これまで以上に不安やストレスを抱えながら生活することを余儀なくされました。さらに、社会環境の変化も加わり、従来から課題となっていた少子化、こどもの貧困、児童虐待や不登校児童生徒の増加などの課題は、より深刻なものとなりました。

国においては、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指し、令和5年4月にこども家庭庁を設立するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため、こども基本法を施行しました。また、児童福祉法や子ども・子育て支援法の改正により、子育て世帯に対する包括的な支援体制を強化するための新規事業創設や既存事業の拡充を行っているところです。

本市においては、第6次大野城市総合計画に「未来を担う子どもたちが心豊かに育ちまちなみづくり」という政策を掲げ、子育てに関する相談支援体制の強化、教育・保育環境の整備と質の向上、子育て世帯の経済的負担の軽減などの取組を進めています。また、令和6年8月には、「夢とみらいのこどもプランⅣ」を策定し、本市における今後のこども政策の方針を示したところです。この「第3期大野城市こども・子育て支援事業計画」では、令和3年から連続で達成している4月1日時点の待機児童ゼロの継続への取組や、各家庭の状況に応じた切れ目のない支援に加え、こども誰でも通園制度などの新規事業を行い、こどもを安心して生み育てられる環境づくりを推進してまいります。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました大野城市子ども・若者育成会議及び各部会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリック・コメント等にご協力いただきました市民の皆様、並びに関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

こどもは、社会の希望、未来をつくる存在です。こどもの健やかな育ちと子育てを支えることは、こどもや保護者だけの幸せではなく、必ず地域の幸せにも繋がる未来への投資であり、私たちが社会全体で取り組むべき一丁目一番地の重要課題です。今後とも大野城市のこども施策の推進に皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年2月

大野城市長

井本宗司



# 目 次

## 第1章 計画策定の趣旨

1	計画策定の背景・目的	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の対象	3
4	計画期間	3
5	計画の策定体制	3
6	大野城市こども家庭センターの設置	4

◎：子ども・子育て支援法 第61条第2項に規定 される必須記載事項
○：子ども・子育て支援法 第61条第3項に規定さ れる任意記載事項

## 第2章 大野城市のこども・子育てを取り巻く現状

1	市の概要（人口、世帯、人口動態等）	5
2	教育・保育施設の現状	8
3	地域子ども・子育て支援事業の実績	12
4	大野城市のこども・子育て支援の課題	21

## 第3章 こども・子育て支援の基本的な考え方

1	計画の基本理念	22
2	基本方針	22

## 第4章 提供区域の設定

1	提供区域について	24
◎2	提供区域の設定	24

## 第5章 教育・保育の充実

1	幼児期の教育・保育の事業計画	26
◎2	教育・保育の需要量の見込み及び提供体制の確保方策	26
◎3	教育・保育の一体的提供の推進	30
4	教育・保育の質の向上	31
◎5	施設等利用給付の円滑な実施の確保	31
○6	産前・産後休業後及び育児休業後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	31
◎7	乳児等通園支援の需要量の見込みと提供体制の確保方策	32
◎8	乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制	33

## 第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

◎1	地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込み及び提供体制の確保	34
2	地域におけるその他のこども・子育て支援施策の充実・推進	49

## 第7章 こども・子育て支援関連施策の推進

○1	児童虐待防止対策の充実	54
○2	ひとり親家庭の自立支援の推進	54
○3	障がい児支援等の施策の充実	55
○4	仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進	56

## 第8章 計画の推進体制

○1	関係機関等との連携	57
2	計画の達成状況の点検及び評価	57

### **【資料編】**

1	人口統計（人口、世帯、人口動態等）	58
2	ニーズ（アンケート）調査結果概要	68
3	大野城市子ども・若者育成会議設置条例	72
4	大野城市子ども・若者育成会議部会設置規則	74
5	大野城市子ども・若者育成会議、子育て支援部会及び子ども育成部会 委員名簿	75

#### <こどもの表記について>

子ども・子育て支援法第6条では「子ども」の表記で定義されていますが、こども家庭庁がこども基本法の理念を踏まえて「こども」表記の使用を推奨していること、この計画の上位計画である「夢とみらいのこどもプラン」と表記を統一することが望ましいことから、この計画では「こども」の表記を使用します。（法令等で定められている固有名詞等は除く。）

#### <元号の表示について>

改元に伴い2019年（度）の和暦表示を、2019年1月から4月までの時点を表す場合は、「平成31年（度）」と表示しており、それ以外は「令和元年（度）」と表示しています。

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の背景・目的

近年の家庭や地域を取り巻く子育ての環境は、コロナ禍の影響を大きく受け、休校による家庭での教育や子育ての負担の増加、極端な外出制限による育児支援の減少と孤立感の高まり、リモートやオンラインにより柔軟な働き方が進む一方、育児と仕事の両立が困難な状況もあります。

また、経済的な負担や不安からこどもを持つことにためらい、少子化がさらに進んだことによる労働力不足や社会保障の持続性の不透明さ、異常気象や円安ドル高（外国為替）などの影響を受けた生活必需品の値上がりなど、将来に希望を持ちにくい社会情勢となっています。

国においては、「こどもまんなか社会」の実現を目指して令和5年4月1日に、こども家庭庁が設置され、こども基本法が施行されました。同年12月22日には、こども施策に関する基本的な方針や重要事項などを示した「こども大綱」が閣議決定されました。また、子育てに困難を抱える世帯が顕在化していることから、子育て世帯に対する包括的な支援体制を強化するため、児童福祉法及び母子保健法が改正され、令和6年4月1日に施行されました。

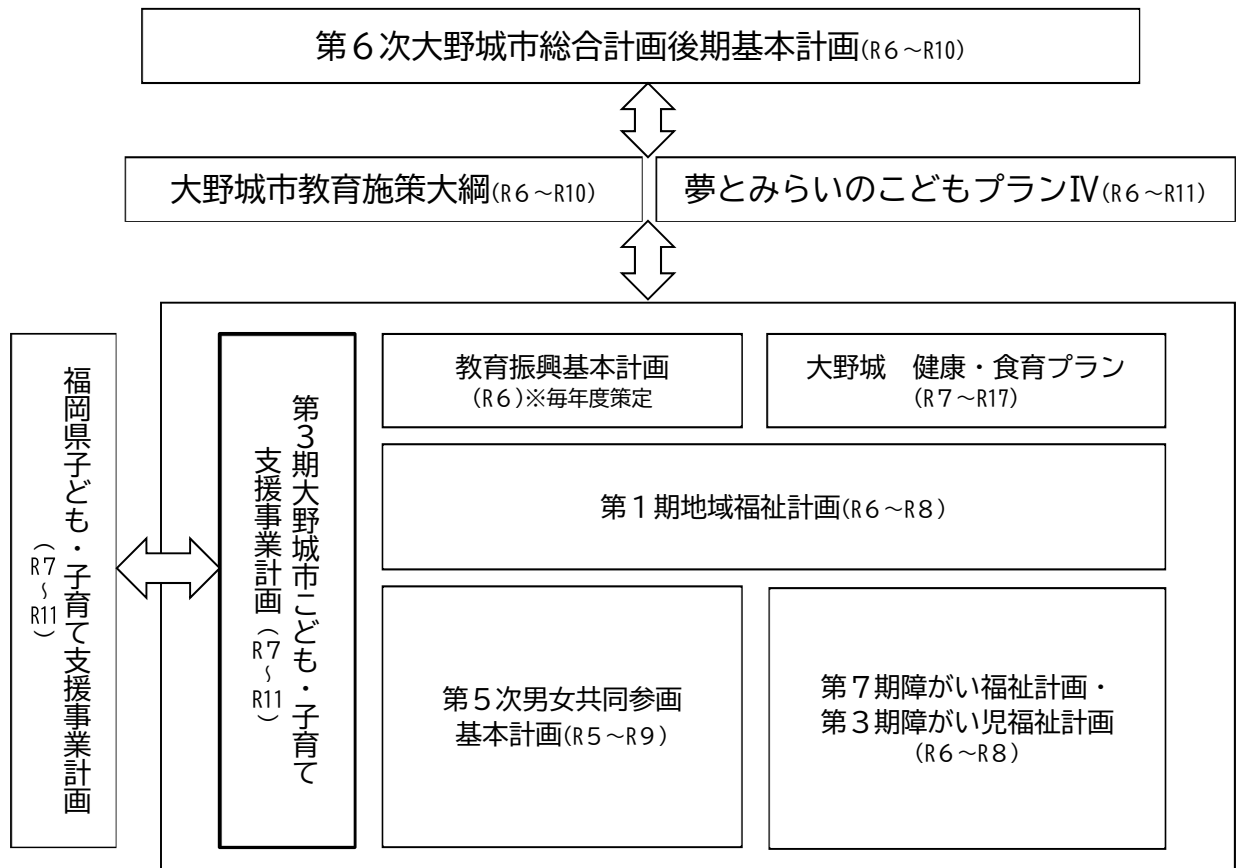
これに伴い、大野城市においても令和6年度にこども家庭センターを設置し、子育て世帯に対し、児童福祉と母子保健が一体的に支援する体制を強化するとともに、こども大綱を勘案した市町村こども計画にあたる「夢とみらいのこどもプランⅣ」を策定し、これからの大野城市のこども政策の方向性を示したところです。

このたび、これまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした「第3期大野城市こども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

## 2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けられ、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備や業務の円滑な実施が計画的に図られるようにすることを目的に、平成 27 年度から 5 年を一期として計画を策定することが市町村に義務付けられています。

また、市の最上位計画である「第 6 次大野城市総合計画後期基本計画」をはじめ、既存の関連計画との調和を図りながら進めていきます。



	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第6次大野城市総合計画後期基本計画		R6~R10					
大野城市教育施策大綱		R6~R10					
夢とみらいのこどもプランⅣ		R6~R11					
第3期大野城市子ども・子育て支援事業計画		R7~R11					
教育振興基本計画 ※毎年度策定		R6	R7	R8	R9	R10	R11
大野城 健康・食育プラン		R7~R17					
第1期地域福祉計画		R6~R8					
第5次男女共同参画基本計画		R5~R9					
第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画		R6~R8					

### 3 計画の対象

本計画の対象は、本市に住む全ての子どもとその家庭、地域住民、企業（事業所）、行政など、子ども・子育てに関わる全ての個人及び団体を対象とします。

また、本計画において、「子ども」とは、子ども・子育て支援法第6条の規定に基づき、0歳からおおむね18歳までとします。

### 4 計画期間

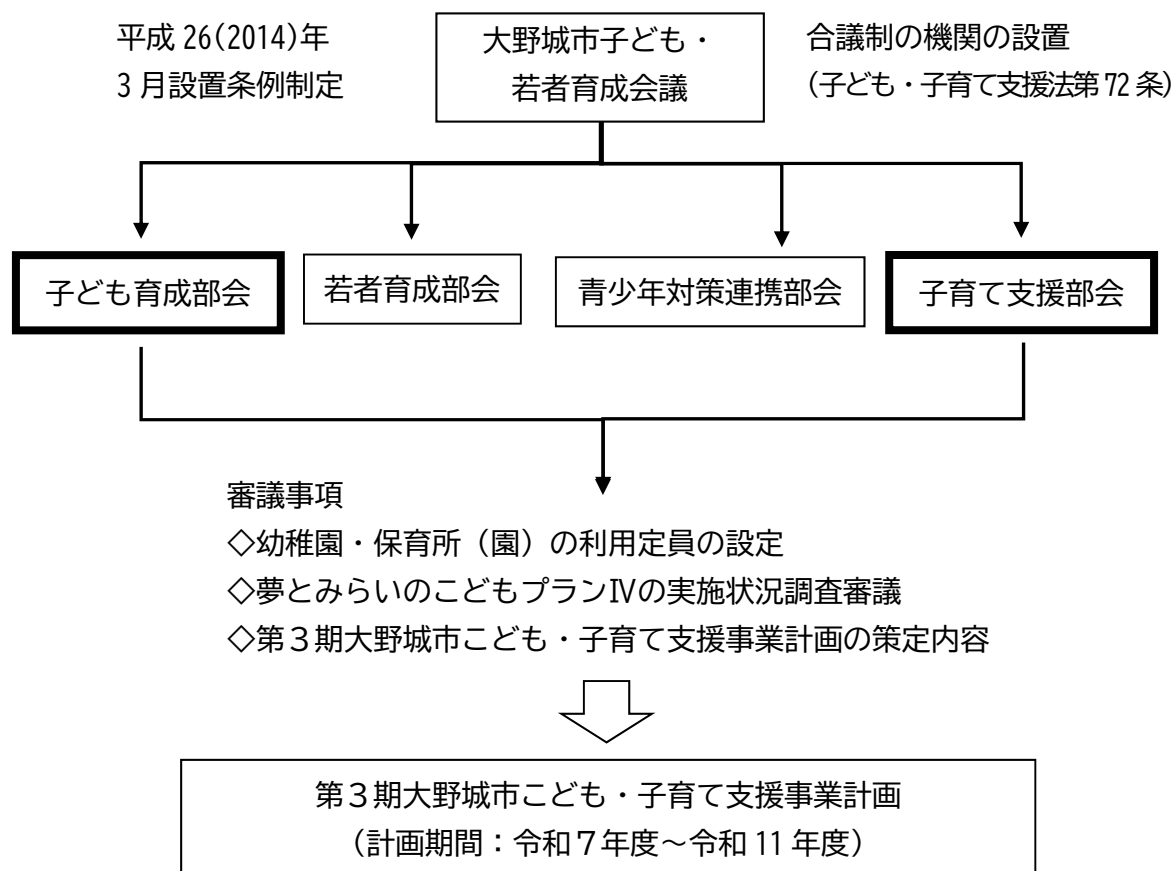
本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう、毎年度、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて中間年度（令和9年度）に計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

### 5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条第1項の規定により、合議制の機関を設置するよう努力義務化されている「地方版子ども・子育て会議」として、条例により設置された「大野城市子ども・若者育成会議」、専門部会である「子育て支援部会」及び「子ども育成部会」において、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映するよう努めました。

このほか、保護者に対するニーズ調査や計画案に対するパブリック・コメントにより、市民の意見の反映に努めました。



## 6 大野城市子ども家庭センターの設置

大野城市では、平成21年4月、子どもに関する施策の一元的な推進のために「子ども部」を新設するとともに、母子保健業務と児童福祉業務を行う「子ども健康課」を設置しました。

一方、国は子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の両機関の組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等がなされにくい等の課題が生じていたことから、母子保健と児童福祉の双方の連携強化の一層の推進を図るため、児童福祉法及び母子保健法の一部を改正しました。（令和6年4月1日施行）

そこで本市においても、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を統合し、令和6年4月1日に「大野城市子ども家庭センター」を設置しました。

大野城市子ども家庭センターの概要は次のとおりです。

### 【目的】

- ・子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的支援を行う。
- ・母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深める。
- ・虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない対応など、支援体制の強化を図る。

### 【主な業務内容】

- ・支援が必要な家庭の実情の把握、相談対応、情報提供、調査、指導
- ・母子保健と児童福祉の合同ケース会議の開催
- ・個々の家庭に応じたサポートプランの作成とプランに基づく支援の実施
- ・関係機関との連絡調整及び連携

### 【効果】

- ・統括支援員とコーディネーターの配置及び合同会議の定例化による母子保健と児童福祉両担当の更なる連携強化
- ・母子保健と児童福祉の一体的支援による、支援が必要な家庭との妊娠期からの円滑な関係性の構築と児童虐待予防及び虐待の早期発見・早期対応の推進

## 第2章 大野城市のこども・子育てを取り巻く現状

### 1 市の概要（人口、世帯、人口動態等）

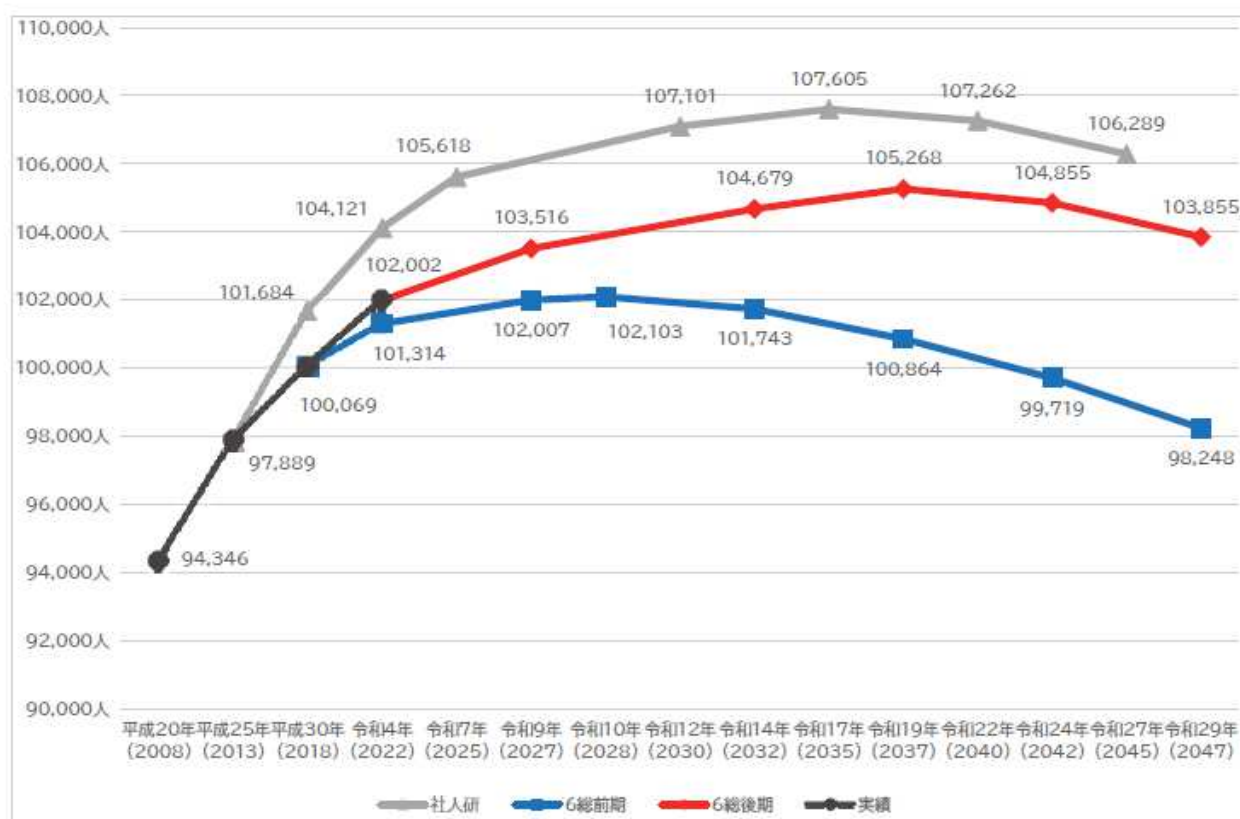
#### （1）総人口及び年齢3区分別人口の推移

本市の人口は、平成28年に10万人に到達し、その後も増加を続けています。令和6年3月に策定した「第6次大野城市総合計画後期基本計画」の人口推計において、本市の人口は、令和19年に105,268人まで増加し、その後緩やかに減少していく見込みです。

また、0歳～14歳の年少人口においては、今後緩やかに減少していくと見込んでおり、令和29年には13.4%となり、令和4年の15.5%より2.1%程度減少する見込みです。

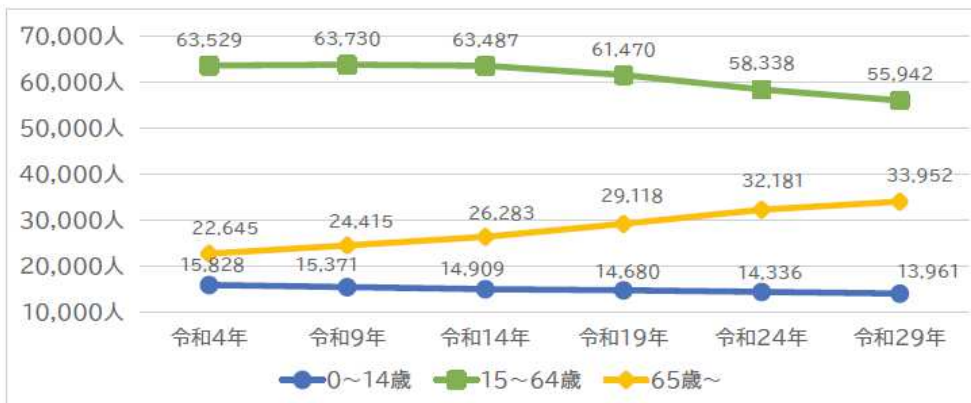
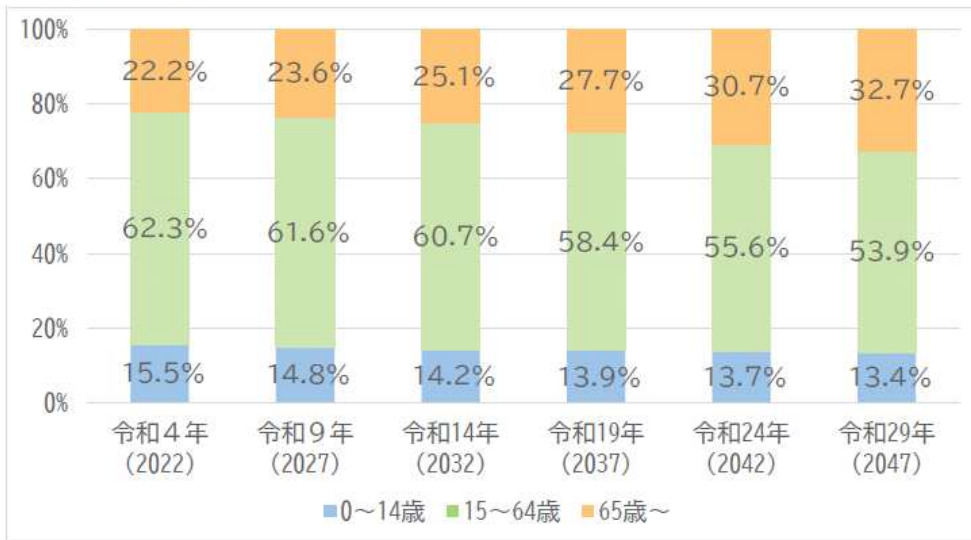
一方、65歳以上の高齢人口においては、今後も増加していくと見込んでおり、令和29年には32.7%となり、令和4年の22.2%より10.5%程度増加する見込みです。

【人口推計(第6次総合計画前期及び国立社会保障・人口問題研究所との比較(総人口))】



※第6次大野城市総合計画 後期基本計画より引用

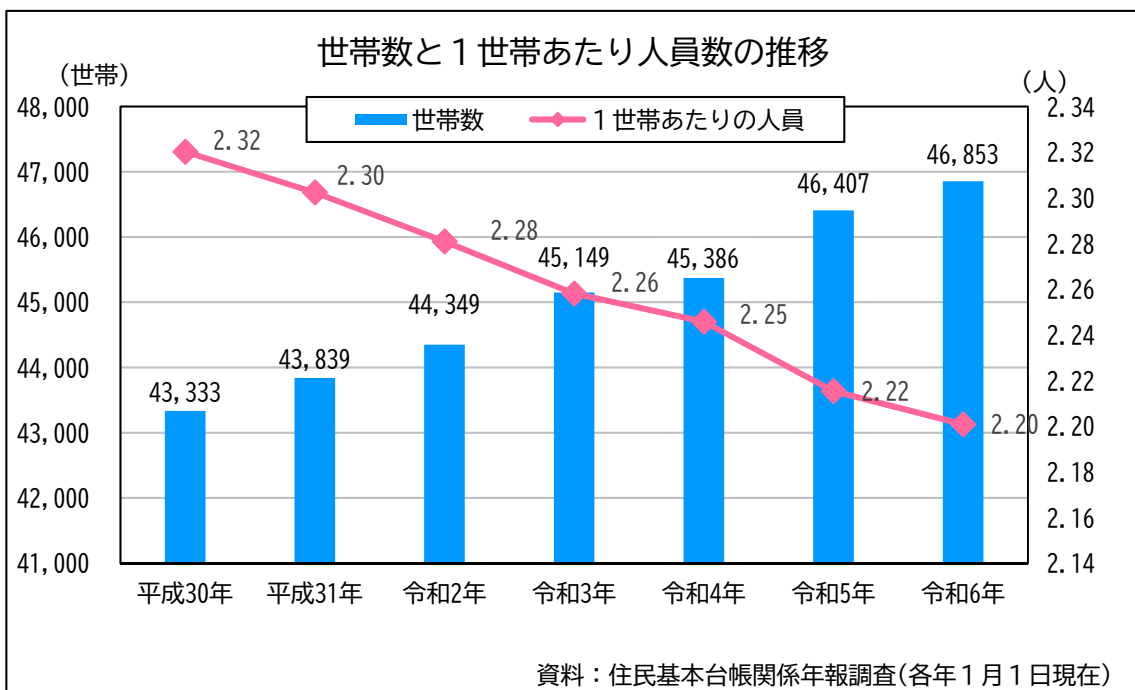
【年齢別人口割合】



※第6次大野城市総合計画 後期基本計画より引用

(2) 世帯数の推移

本市の世帯数は、令和6年1月1日現在、46,853世帯となっています。令和2年からの5年間の推移を見ると、年々増加しており、この5年間で2,504世帯の増加となっています。



### (3) 合計特殊出生率の推移

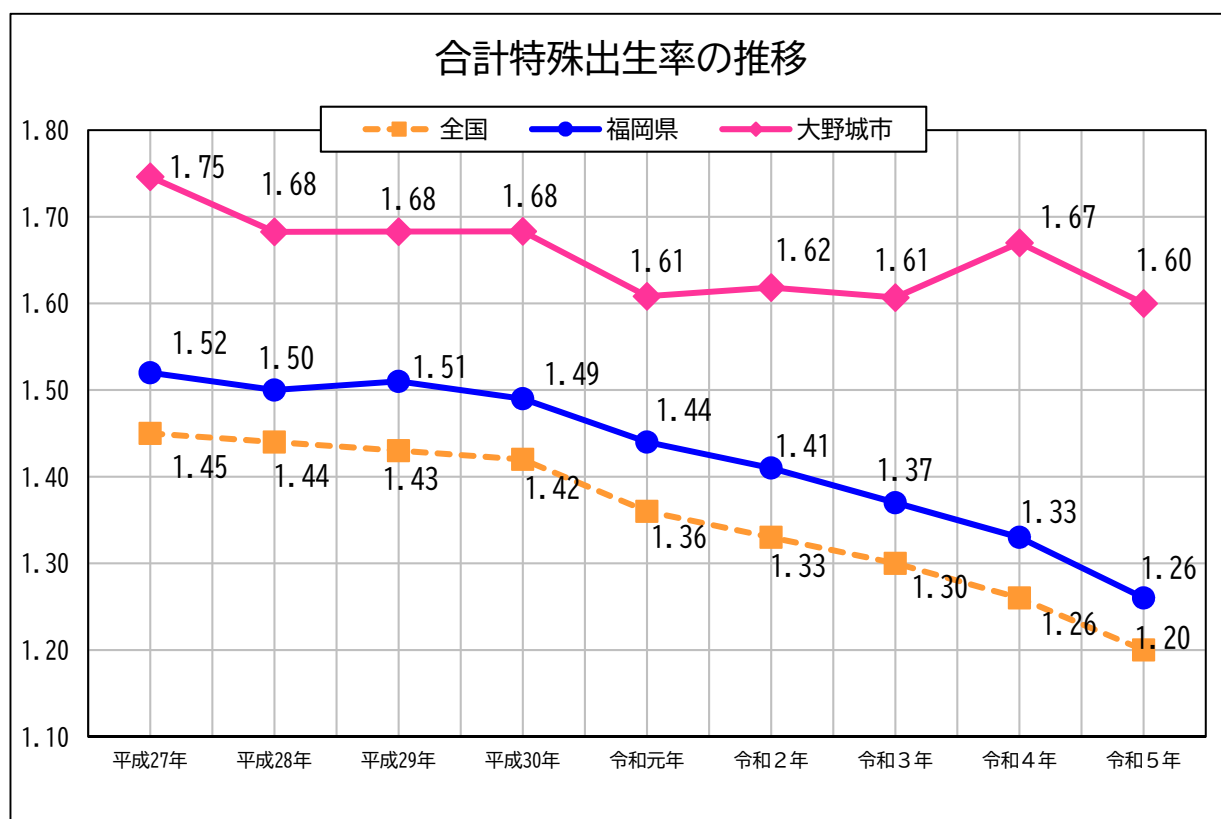
合計特殊出生率とは、「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性とその年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときのこどもの数に相当します。

合計特殊出生率は、本来年齢（各歳）ごとの出生率を足し上げる仕組みであることから、本計画では年齢（5歳階級）ごとに、母の年齢別出生数を住民基本台帳による年齢別日本人女性人口で除して平均値を求め、それを5倍した数値を足し上げています。

本市の合計特殊出生率は、平成27年の1.75をピークに減少し、令和5年では1.60となりました。本市は、全国及び福岡県と比較してもやや高い水準で推移しているものの、少子化傾向にあります。

なお、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率は、2.07とされています。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全国	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20
福岡県	1.52	1.50	1.51	1.49	1.44	1.41	1.37	1.33	1.26
大野城市	1.75	1.68	1.68	1.68	1.61	1.62	1.61	1.67	1.60



## 2 教育・保育施設の現状

大野城市内の教育・保育施設としては、学校法人等が運営する私立幼稚園が6施設、私立認定こども園が3施設、社会福祉法人等が運営する認可保育所が16施設、小規模保育事業所が2施設あります。

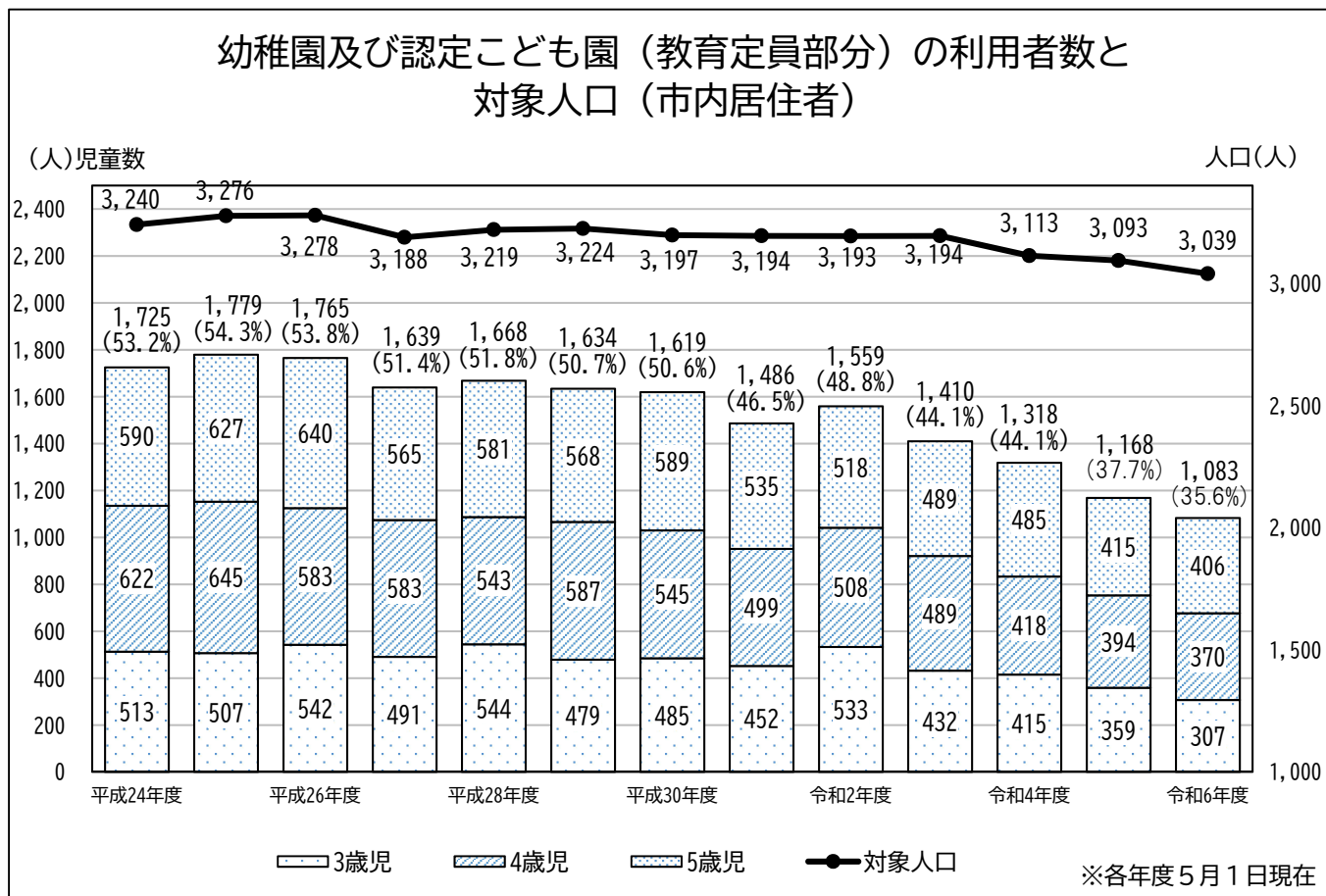
### ◆教育施設の状況

教育施設とは、幼稚園及び認定こども園（教育定員部分）であり、満3歳から就学前までの幼児を教育し、幼児期の心身の発達を助長するための施設です。

教育施設は、市内の施設のほかに、市外の施設も利用することができるため、保護者は市内外の各幼稚園の特色ある教育方針に基づいて、入園を希望する施設を幅広く選択することができます。

また、最近では、就労等の理由により、施設の教育時間終了後に家庭で保育ができない保護者のために、「預かり保育」を実施する施設が増えており、大野城市内の全ての施設においても、預かり保育のサービスを行っています。

令和6年5月1日現在、市内に居住する教育施設利用者は1,083人で、対象人口（3歳～5歳）の35.6%が教育施設を利用している状況となっています。



◆保育施設の状況

保育施設とは、保育所、認定こども園（保育定員部分）及び小規模保育事業所であり、保護者の仕事や病気、介護等の理由により、家庭でこども（生後 51 日以上から就学前まで）の保育ができない場合に、保護者からの委託を受けて、こどもを保育する児童福祉施設です。

近年は、共働き世帯の増加や人口流入の影響を受け、保育施設の入所希望者が増加しており、令和 6 年 4 月 1 日現在、保育所の利用希望者は、2,829 人で、対象人口（0 歳～5 歳）の約 47.8%を占めています。

この保育需要の増加に対応するため、大野城市においては、平成 22 年度以降、年次的に保育所整備を進め、これまでに計 1,347 人分の保育定員を拡充し、令和 3 年度以降は待機児童ゼロを達成しています。

また、一部の児童については、代替施設として内閣府所管の企業主導型保育事業施設や、届出保育施設などを利用しています。

【保育施設整備による保育定員の推移】

年度	整備内容	定員増
平成 22 年度	分園設置	15 人分
平成 23 年度	分園設置	29 人分
平成 24 年度	新設・建替	92 人分
平成 25 年度	建替・定員変更	50 人分
平成 26 年度	新設	90 人分
平成 27 年度	新設・定員変更	222 人分
平成 28 年度	新設	38 人分
平成 29 年度	なし	なし
平成 30 年度	新設・定員変更	122 人分
令和元年度	新設・建替・定員変更	219 人分
令和 2 年度	建替・定員変更	74 人分
令和 3 年度	新設・分園設置	246 人分
令和 4 年度	移転建替・分園設置	123 人分
令和 5 年度	定員変更	7 人分
令和 6 年度	分園設置・定員変更	20 人分

} 1,347 人分

〔保育施設利用状況〕

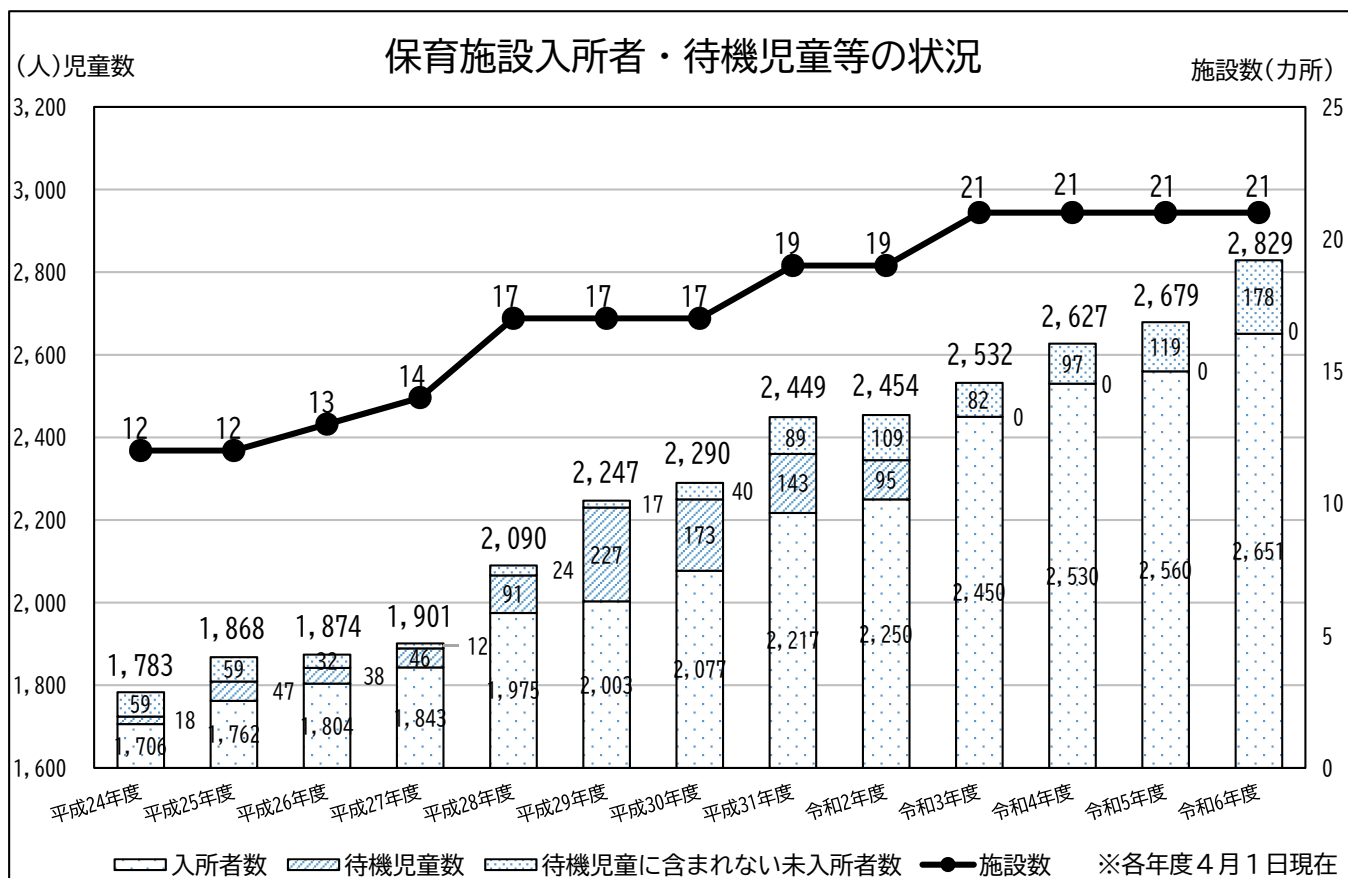
(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
施設数	14	17	17	17	19	19	21	21	21	21
定員数	1,943	2,041	2,041	2,163	2,382	2,456	2,702	2,825	2,832	2,852
対象人口	6,446	6,408	6,348	6,372	6,274	6,202	6,112	6,067	5,972	5,924
利用希望者数 (対象人口比)	1,901 29.5%	2,090 32.6%	2,247 35.4%	2,290 35.9%	2,449 39.0%	2,454 39.6%	2,532 41.4%	2,627 43.3%	2,679 44.9%	2,829 47.8%
入所者数	1,843	1,975	2,003	2,077	2,217	2,250	2,450	2,530	2,560	2,651
未入所者数	58	115	244	213	232	204	82	97	119	178
(うち企業主 導型保育事業 所入所者数)	-	-	7	13	30	35	16	15	17	14
待機児童数	46	91	227	173	143	95	0	0	0	0

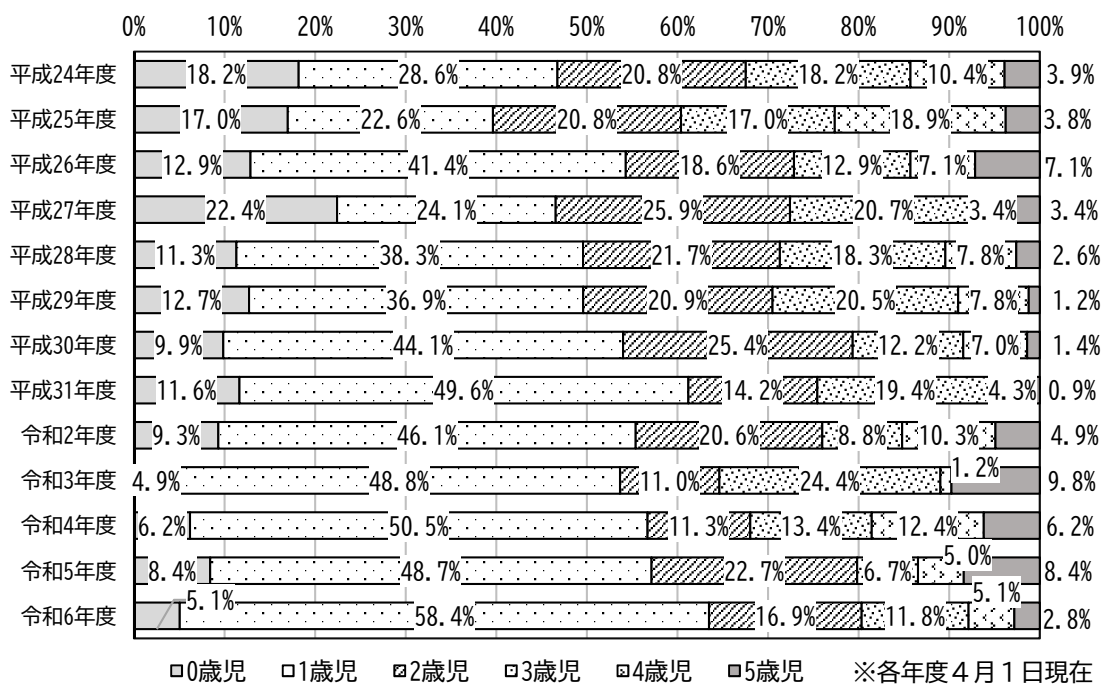
※各年度4月1日現在。

※未入所者・・・保育所の入所申込みを行っているが、保育所に入所できていない児童

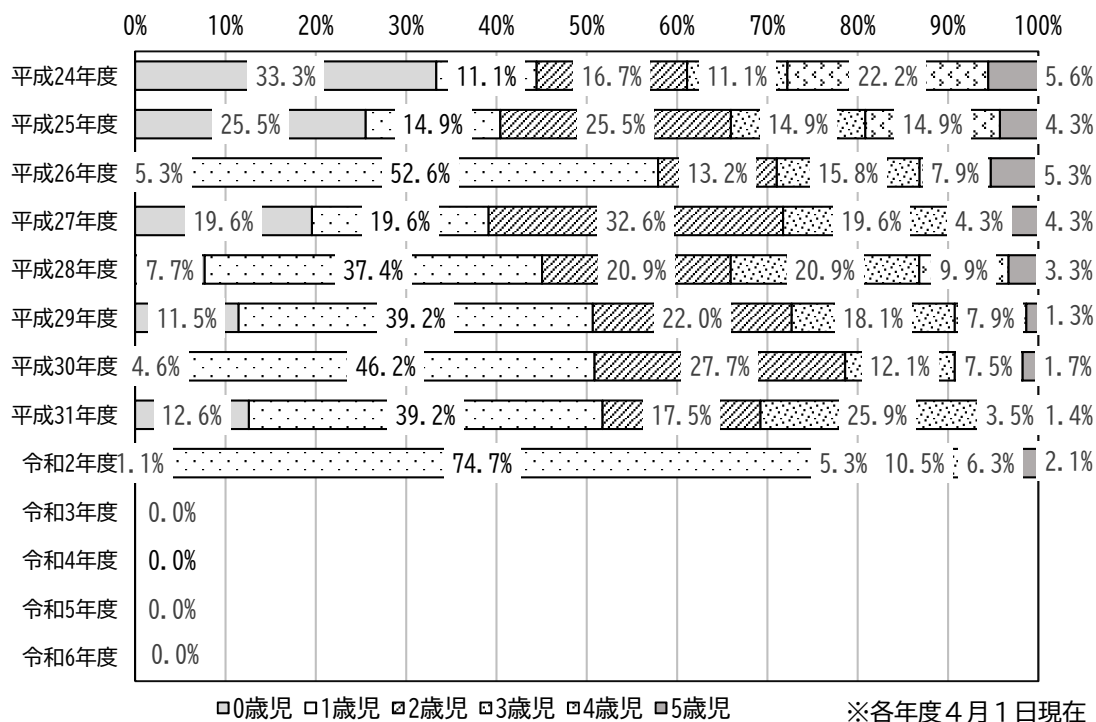
※待機児童・・・未入所者のうち、企業主導型保育事業所入所者や私的理由による未入所者等を除いた児童



### 未入所者数の年齢別割合



### 待機児童数の年齢別割合



### 3 地域子ども・子育て支援事業の実績

地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法第59条に定められた事業です。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って地域子ども・子育て支援事業を行うこととされています。

#### ① 地域子育て支援拠点事業

〔本市事業名〕 れいわ子ども情報センター事業（親子サロン事業、子育て応援事業）、ファミリー交流センター事業

##### 【目的】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、地域の子育て関連情報の提供、助言その他の援助を行うことを目的とします。

##### 【対象】

未就学児とその保護者

##### ◆ れいわ子ども情報センター 親子サロン事業

【開催日時】 水曜日～月曜日 午前10時～午後4時  
（火曜日・第1日曜日・年末年始・祝日は休み）

【開催場所】 すこやか交流プラザ1階（瓦田4-2-1）

【事業内容】 親子遊びの場所の提供、子育てについての相談対応、地域の子育て関連情報の提供等

##### ◆ れいわ子ども情報センター 子育て応援事業

【開催日時】 月曜日～金曜日 午前10時～午後5時  
（年末年始・祝日は休み）

【開催場所】 すこやか交流プラザ3階（瓦田4-2-1）

【事業内容】 親子のための教室の開催、地域の子育て支援団体等の育成・支援、地域の子育て関連情報の提供等

##### ◆ ファミリー交流センター事業（ぽっかぽかひろば）

【開催日時】 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時  
（年末年始・祝日は休み）

【開催場所】 ファミリー交流センター（つつじヶ丘2-5-1）

【事業内容】 親子遊びの場所の提供、子育てについての相談対応、地域の子育て関連情報の提供等

##### 【実績】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ 利用人数	41,590人	34,579人	22,956人	34,839人	48,531人

## ②利用者支援事業

〔本市事業名〕 れいわ子ども情報センター事業（一部）、子育て世代包括支援センター事業

### 【目的】

こども及びその保護者等、又は妊娠している人が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業です。

### 【実績】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
計	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

※各年度4月1日現在。

※「基本型」は、①の地域子育て支援拠点事業の一部として、れいわ子ども情報センターにおいて実施しています。また、「母子保健型」として、平成31年4月から「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から出産、就学前の子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに対し、保健師等が専門的な見地から切れ目のない支援を実施するとともに、必要に応じて関係機関と連携し、包括的な支援を実施しています。

## ③妊婦健康診査事業

〔本市事業名〕 妊婦健康診査事業

### 【目的】

妊婦を対象とした健康診査に要する費用の一部を助成することにより、妊婦の健康の保持及び増進に寄与することを目的とします。

### 【対象】

市内に居住かつ住民基本台帳に記載されている者で、妊娠の届出を行った者（母子健康手帳の交付を受けた者）

### 【事業内容】

対象者の1回の妊娠期間において、合計14回の妊婦健診受診に対する助成を行うものとします。ただし、対象者が他の市町村の助成による妊婦健診を既に受診している場合は、14回から当該受診の回数を差し引いた回数を限度とします。

### 【実施時期】

妊娠 23 週まで（～6か月） 4週間に1回  
妊娠 24～35 週（7～9か月） 2週間に1回  
妊娠 36 週以降（10か月～） 1週間に1回

### 【実績】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ受診回数	12,272回	11,439回	11,799回	11,651回	11,337回

#### ④乳児家庭全戸訪問事業

〔本市事業名〕妊産婦・新生児訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業

##### 【目的】

乳児がいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供及び乳児やその保護者の心身の状況並びに養育の環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うことを目的とします。

##### 【事業内容】

生後4か月までの乳児がいる家庭をエンゼルサポーター、助産師等が訪問し、以下の内容を実施するものです。

- ・健康、育児に関する不安や悩みの傾聴、相談、専門的な保健指導
- ・子育て支援に関する情報提供
- ・乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握
- ・支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

##### 【実績】（実訪問人数）

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊産婦・ 新生児訪問 指導事業	助産師	960人	894人	897人	907人	913人
	保健師	10人	23人	29人	43人	25人
こんにちは 赤ちゃん 訪問事業	エンゼル サポーター	18人	21人	26人	19人	19人
計		988人	938人	952人	969人	957人

※エンゼルサポーター：ホームヘルパー等の有資格者で、一定の研修を修了した者。

#### ⑤養育支援訪問事業

〔本市事業名〕赤ちゃんホームヘルプサービス事業

##### 【目的】

妊婦及び養育者の体調不良等により、育児や家事を行うことが困難である家庭にホームヘルパーを派遣し、育児や家事の援助等の必要なサービスを行うことにより、母体を保護し、養育者の精神的、身体的負担を軽減するとともに、適切な養育の実施を確保し、乳児の健やかな育成に寄与することを目的とします。

##### 【対象】

市内に居住かつ住民基本台帳に記載されている生後12週間以内の乳児がいて、出産後の母親の体調不良により育児や家事の援助が必要な家庭等

##### 【事業内容】

対象家庭を訪問し、以下の内容を実施するものです。

- ・妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援
- ・出産後間もない時期の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援

- ・不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善やこどもの発達の可能性を最大限に引き出すための相談・支援

【実績】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実訪問人数	27人	15人	26人	26人	4人
延べ訪問人数	359人	195人	271人	267人	23人

※令和5年度から、本事業の育児・家事援助は、子育て世帯訪問支援事業（本市事業名：子育て世帯ホームヘルプサービス事業）に移行し、保健師等による専門的相談支援のみ養育支援訪問事業として継続して実施

⑥子育て短期支援事業

〔本市事業名〕子育て短期支援事業（※）

【目的】

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合又は経済的な理由により、緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において、一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。

※令和4年9月から事業開始

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

〔本市事業名〕ファミリー・サポート・センターおおのじょう事業（病児・緊急対応強化事業含む。）

【目的】

育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人が行う相互援助活動を支援することにより、仕事と育児を両立し、安心して働くことのできる環境を整備するとともに、地域の子育てを支援し、保護者及び児童の福祉向上を図ることを目的とします。

【事業内容】

- ・保育所、幼稚園、小学校等へこどもを送迎すること
- ・保育所等の始業時間前又は終業時間後、こどもを預かること
- ・留守家庭児童保育所終了後、こどもを預かること
- ・学校行事、冠婚葬祭等の際、こどもを預かること
- ・出張等の際、宿泊を伴ってこどもを預かること
- ・その他センターの設置目的のため必要な援助を行うこと
- ・病気又は病気回復期のこどもを預かること及び送迎すること
- ・急用による緊急時にこどもを預かること及び送迎すること

【対象】

- おたすけ会員・・・子育てのお手伝いをしたい人
- ・市内在住又は勤務の人
  - ・20歳以上の心身ともに健康な子育て支援に意欲のある人
  - ・自宅で安全にこどもを預かれる人
  - ・センターが実施する全ての講習課程を修了した人
- おねがい会員・・・子育ての手助けをしてほしい人
- ・市内在住又は勤務の人
  - ・生後3か月から小学6年生までのこどもを育児している人
  - ・一斉登録会に参加のうえ会員登録をした人
- どっちも会員・・・おねがい会員とおたすけ会員の両方を兼ねる人

【利用時間・料金】

預かりや送迎	月曜日～金曜日	午前9時～午後7時	600円/時間
		午前7時～9時	780円/時間
		午後7時～10時	780円/時間
	土日祝日	午前7時～午後10時	780円/時間
緊急時や病気・病 気回復期にあるこ どもの預かりや送 迎	月曜日～金曜日	午前9時～午後7時	840円/時間
		午前7時～9時	1,020円/時間
		午後7時～10時	1,020円/時間
	土日祝日	午前7時～午後10時	1,020円/時間

※8月13日～15日、12月28日～1月4日は土日祝日料金

【実績】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	1,389人	492人	475人	659人	601人	
会員	おたすけ会員	199人	197人	195人	183人	188人
	おねがい会員	956人	916人	815人	838人	871人
	どっちも会員	51人	53人	50人	49人	51人
病児・緊急対応強 化事業	17人	6人	13人	7人	11人	

⑧一時預かり事業

(1) 保育所型

〔本市事業名〕一時保育事業

【目的】

保護者の急病や短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対する需要に対応することで、児童の福祉の増進を図ることを目的とします。

【対象】

満1歳から就学前までの市内居住の児童

【実施場所】

- ・乙金保育園 (乙金2-3-57)
- ・南ヶ丘保育園(分園) (南ヶ丘3-2-21)

- ・のぞみ愛児園 (下大利団地4-1)
- ・リズム保育園 (中央1-8-1)

**【事業内容】**

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

※事前登録制。利用時には予約が必要。

- ◆緊急保育 保護者の疾病、出産、冠婚葬祭など緊急一時的な場合（月15日以内）
- ◆非定型的保育 保護者のパート就労、職業訓練、就学などの場合（週3日まで）
- ◆リフレッシュ保育 上記以外の私的理由による場合（週3日まで）

**【利用料金】**

3歳未満児：1日2,000円、1時間300円

3歳以上児：1日1,600円、1時間250円

※必要に応じ、別途給食代200円必要。

**【実績】**

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	6,177人	4,174人	4,295人	4,167人	3,459人

**(2) 幼稚園在園児対象型**

〔本市事業名〕 預かり保育事業、幼稚園型一時預かり事業

**【目的】**

保護者の就労や急病等の理由により、通常の幼稚園教育時間を超えて、在園児を一時的に保育することで、多様化する保育サービスの充実を図ることを目的とします。

◆預かり保育事業

〈対象〉 幼稚園に在園する満3歳から就学前までの児童

〈実施場所〉 市内の私立幼稚園（5園）で実施。

- ・大野南幼稚園（上大利1-8-1）
- ・みかさ幼稚園（仲畑4-23-20）
- ・南ヶ丘幼稚園（南ヶ丘5-19-1）
- ・南ヶ丘第二幼稚園（旭ヶ丘2-4-10）
- ・月の浦幼稚園（月の浦3-23-1）

〈事業内容〉

- ・通常期間：午後2時～6時（幼稚園によって異なる）
- ・長期休業期間：午前9時～午後6時（幼稚園によって異なる）

〈利用料金〉 実施施設により設定

◆幼稚園型一時預かり事業

〈対象〉 新制度に移行した幼稚園又は認定こども園に在園する満3歳から就学前までの児童（1号認定を受けた人のみ）

〈実施場所〉 新制度に移行した幼稚園又は認定こども園（4園）で実施。

- ・日和香幼稚園（下大利1-5-21）

- ・大野幼稚園（曙町1-2-27）
  - ・大野東幼稚園（乙金1-10-37）
  - ・筑紫幼稚園（横峰2-2-18）
- 〈事業内容〉
- ・通常期間：午後2時～6時（施設によって異なる）
  - ・長期休業期間：午前9時～午後6時（施設によって異なる）
- 〈利用料金〉 実施施設により設定

【実績】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	37,765人	34,202人	33,035人	41,341人	39,184人

⑨時間外保育事業

〔本市事業名〕延長保育事業

【目的】

保護者の就労等の理由により、保育時間の延長に対する需要に対応することで、保護者の就労の円滑化と児童の福祉の増進を図ることを目的とします。

【対象】

認可保育所に入所中の満1歳から就学前までの児童

【実施場所】

全ての認可保育所16施設、認定こども園3施設（保育定員部分）及び小規模保育事業所2施設で実施

【実施日】

月曜日～金曜日（土曜日は実施なし）

【利用料金】

1か月3,000円

【実施時間 ※施設ごとに異なり、下表の凡例は以下のとおり】

- ：午後6時～7時    ◎：午後6時半～7時半
- ：午前7時～7時半、午後6時半～7時

区分	施設		所在地（実施場所）	実施時間
	名称			
公立保育所	大野北保育所		御笠川1-7-30	○
	大野南保育所		下大利1-18-28	○
	筒井保育所		筒井5-15-18	○
私立保育所	みずほ保育所		瓦田1-6-17	○
	乙金保育園		乙金2-3-57	○
	南ヶ丘保育園	本園	大字牛頸279-1	○
		分園	白木原4-11-4	○
	のぞみ愛児園		下大利団地4-1	○
	リズム保育園		中央1-8-1	○

	平野保育園	本園	牛頸4-7-20	○
		分園	上大利2-17-5	—
	大城保育園		大池2-10-1	○
	やさしい保育園	本園	白木原4-1-45	○
		分園	白木原2-1-1	◎
	おおり保育園		上大利2-17-5	○
	ひじり保育園		大字牛頸1181-3	○
	たのしい保育園		山田4-18-11	○
	こすもすナーサリースクール	本園	筒井4-14-3	○
分園		大城4-18-1	○	
みかさの森保育園		中2-5-5	○	
認定こども園 (保育定員部分)	大野幼稚園		曙町1-2-27	○
	大野東幼稚園		乙金1-10-37	●
	筑紫幼稚園		横峰2-2-18	○
小規模保育事業所	みかさがわ保育園		御笠川5-3-7	○
	じぶんみらい保育園下大利		下大利1-9-24	○

【実績】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	414人	581人	500人	552人	536人

※各年度4月1日現在。

⑩病児・病後児保育事業

(1) 乳幼児健康支援一時預かり事業

〔本市事業名〕病児デイケアルーム大野城事業

【目的】

病気療養中や、回復期で幼稚園、保育所、学校等に登園・登校できないこどもを持つ保護者が、仕事や冠婚葬祭のため家庭内で保育ができない場合に利用できる事業です。

【実施場所】

病児デイケアルーム大野城（下大利1-7-18）

【対象】

生後90日から小学6年生までの児童

【定員】

1日6人

【利用期間及び利用時間】

- ・連続7日以内
- ・月曜日～金曜日 午前8時半～午後5時半
- ・土曜日 午前8時半～午後0時半

**【利用料金】**

無料（福岡県民に限る。医療行為が必要となった場合は別途料金が必要）

**【実績】（延べ利用人数）**

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
病児デイケアルーム大野城事業	855人	395人	555人	623人	914人

**①放課後児童健全育成事業**

【本市事業名】Onojō放課後こども事業ランドセルクラブ

**【目的】**

市内の小学校に在学中で、放課後に家庭保育を受けることができない児童が利用するG登録と、条件なく利用できるR登録の児童に対し、一定時間、宿題などの学習と多種多様な体験活動を行い、児童の健全な育成を図ることを目的とします。

**【事業内容】**

保護者からの利用申請に基づき、下記の時間帯でお預かりします。

≪G登録≫

- ①通常保育 月曜日～金曜日 放課後～午後5時  
※長期休暇中及び学校代休日は午前8時～午後5時
- ②延長保育 月曜日～金曜日 午後5時～7時
- ③土曜保育 午前8時～午後5時

≪R登録≫

- 月曜日～金曜日のうち3日間 放課後～午後5時  
※小学校によって利用ができない曜日があります。

**【対象】**

市内の小学校に通う小学1年生から6年生までの児童

**【実施場所】**

市内小学校の校庭内、校舎内又は隣接地に設置している留守家庭児童保育所  
学校の特別教室、体育館、運動場など

**【実績】（年間平均入所者数）**

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学1～3年生	941人	886人	963人	1,182人	1,289人
小学4～6年生	147人	123人	150人	194人	217人
計	1,088人	1,009人	1,113人	1,376人	1,506人

#### 4 大野城市のこども・子育て支援の課題

大野城市のこども・子育てを取り巻く現状を踏まえ、本市におけるこども・子育て支援の課題を整理すると、以下のとおりとなります。

##### ◆安心して妊娠・出産ができる環境を整える

- ・妊娠や出産に対する価値観の多様化や、人と人との関わりの希薄化や核家族の増加により、子育てに対する不安や孤立を感じる人への支援が求められています。
- ・また、0～14歳の年少人口は、今後減少する見込みであり、実効性のある少子化対策が求められています。

##### ◆安心して子育てができる環境を整える

- ・共働き世帯の増加や働き方の変化などにより、保育需要は多様化しています。乳幼児を安心して預けることができる安全で質の高い保育環境が求められており、保育人材の確保や育成を進めていく必要があります。
- ・また、子育てに対する経済的な不安を抱える人も多く、医療費助成、児童手当、児童扶養手当などの経済的支援のニーズも高まっています。

##### ◆こどもたちのすこやかな成長を支援する

- ・子育て世代の家庭では、こどもの心身の成長に関する悩みや子育てにおける孤立感を抱えています。こどもの心身の成長のためには、親子の健康やこどもの発育・発達状況を把握し、早期の支援を行う必要があります。
- ・また、育児での孤立を防ぐために、多くの親子が気軽に利用できる環境を整備することが求められています。

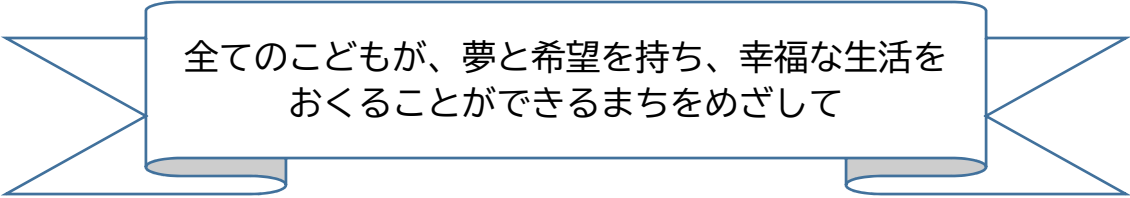
##### ◆全てのこどもに必要な支援を行う

- ・多様な支援ニーズがある家庭に寄り添うため、関係機関が連携し、妊娠期から切れ目のない支援体制や家庭環境に合わせた伴走型支援の整備が求められています。
- ・また、こどもの命を第一に考え、保育や教育、医療の現場と連携し、虐待の防止や困難を抱えるこども・保護者に支援が行き届く取組が必要です。

## 第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

本計画の基本理念については、「夢とみらいのこどもプランⅣ」における基本理念を継承し、下記のとおりとします。



全てのこどもが、夢と希望を持ち、幸福な生活をおくることのできるまちをめざして

### 2 基本方針

基本方針については、基本理念、子ども・子育て支援法第60条の「基本指針」及び「夢とみらいのこどもプランⅣ」を踏まえ、下記のとおりとします。

- (1) こどもの権利の保障
- (2) こどもと子育て当事者への切れ目ない支援
- (3) 家庭・地域・事業者・教育及び保育施設等・行政の連携

#### (1) こどもの権利の保障

「日本国憲法」や「こども基本法」、「児童の権利に関する条約」にのっとり、こどもの権利を認識・保障したうえで、その多様な人格や個性を尊重し、こどもの現在とこれからの最善の利益を図ります。また、こどもや子育て当事者、教育・保育に携わる者をはじめとする大人に対して、こどもの権利保障の重要性を広く周知し、いじめや体罰、虐待等の防止に向けて、社会全体で情報共有を図ります。

#### (2) こどもと子育て当事者への切れ目ない支援

こどもが、生きる力を持ち、自立する力を身に付けることができるよう、保健や福祉、教育・保育等を継続して提供し、切れ目なく成長を支援する環境づくりを進めます。また、子育て当事者を妊娠期から支援します。

#### (3) 家庭・地域・事業者・教育及び保育施設等・行政の連携

家庭・地域・事業者・教育及び保育施設等・行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、市全体で、こども一人一人の健やかな成長を支えるという思いを共有しながら、地域における様々な資源と連携・協力した取組を推進するとともに、多様な主体によるこども・子育て支援活動の促進を図ります。

主体	役割
家庭	<p>○保護者は責任を持って子育てをする。</p> <p>○家庭の中のみならず、地域の中で、男女ともに、保護者同士や地域の人々とつながりを持つ。</p>
地域	<p>○地域住民がこどもの活動支援や見守りを積極的に参加し、子育ての孤立感や負担感の解消を図るなど、地域全体で子育て家庭を支える。</p> <p>○地域における様々な活動主体が連携しながら、子育て中の当事者を支え合い、地域の子育て力を向上させる。</p>
事業者	<p>○保護者等を雇用する事業主は、子育て中の労働者が男女を問わず、仕事と子育てを両立できるよう雇用環境の整備を行う。</p>
教育及び 保育施設等	<p>○教育及び保育施設等は、地域におけるこども・子育て支援の中核的な役割を担うとともに、子育てを支援する拠点となる。</p>
行政	<p>○こどもとその保護者に必要なこども・子育て支援給付や地域子育て支援事業を、地域の実情に応じて、関係機関と連携しながら総合的かつ計画的に行う。</p>

## 第4章 提供区域の設定

### 1 提供区域について

本計画では、市が教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備する際、それぞれのサービスの需要と供給のバランスが取れているかを判断するため、サービスを利用しやすい範囲ごとに区域分けをする単位として、提供区域を設定します。

提供区域は、保護者やこどもが自宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情、社会的条件、提供施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案した上で、市街化区域に隣接した市街化調整区域も含め、定めるものとしします。

提供区域の設定は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となりますが、広域利用の実態が異なる場合には、実情に応じて区分又は事業ごとに設定することができます。

今後、これらの方針に基づき設定した提供区域ごとに、それぞれのサービスの需要量の見込み、及び提供体制の確保に向けた方策を検討していくこととなります。

### 2 提供区域の設定

本市には、4区域のコミュニティ、5区域の中学校区、10区域の小中学校区、28区域の行政区等、様々な区域割が存在していますが、市内全域を30分程度で移動できるため市域内の移動は比較的容易であるといえます。

上記の特性に加え、

1) 区域内の供給過多や供給過少に柔軟に対応できること

2) こども同士、親同士の交流の機会の増加につなげるようにすること

の2点も踏まえ、総合的に検討した結果、本市では次のとおり提供区域を設定します。

- ① 教育・保育の提供区域については、「市全域を1区域」とします。
- ② 地域子ども・子育て支援事業（区域設定が必要な16事業）の提供区域については、各小中学校区単位（10区域）で事業を実施している放課後児童健全育成事業を除き、「市全域を1区域」とします。

【地域子ども・子育て支援事業ごとの提供区域の設定】

事業名	本市事業名	区域の設定
①地域子ども・子育て支援拠点事業	れいわ子ども情報センター事業（親子サロン事業、子育て応援フロア事業）、ファミリー交流センター事業	市全域 (1区域)
②利用者支援事業	れいわ子ども情報センター事業（一部）、こども家庭センター事業	
③妊婦健康診査事業	妊婦健康診査事業	
④乳児家庭全戸訪問事業	妊産婦・新生児訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業	
⑤産後ケア事業	産後ケア事業	
⑥養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	
⑦子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯ホームヘルプサービス事業	
⑧子育て短期支援事業	子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業・夜間養護等事業）	
⑨親子関係形成支援事業	未実施	
⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	ファミリー・サポート・センターおおのじょう事業	
⑪一時預かり事業	一時保育事業（保育所）、預かり保育（幼稚園）、幼稚園型一時預かり事業	
⑫乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	乳児等通園支援事業	
⑬時間外保育事業	延長保育事業（保育所）	
⑭病児・病後児保育事業	病児デイケアルーム大野城事業、（病児・緊急対応強化事業）	
⑮放課後児童健全育成事業	Onojō放課後こども事業ランドセルクラブ	小学校区 (10区域)
⑯児童育成支援拠点事業	未実施	市全域 (1区域)

## 第5章 教育・保育の充実

### 1 幼児期の教育・保育の事業計画

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、適切な量の教育・保育の提供が行えるよう、就学前児童数の推移、教育・保育施設の整備状況等を勘案し、認定区分ごとに教育・保育の需要量の見込みを定めます。

また、保護者が多様な施設から利用したい施設を選択し、選択した施設が柔軟に子どもを受入れることができるように、教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期を定めます。

#### 【認定区分】

年齢	保育の必要性	区分	利用施設・事業
満3歳以上	無し	1号認定	幼稚園、認定こども園
	有り	2号認定	保育所、認定こども園 ※幼稚園利用も可能
満3歳未満	無し	対象外	
	有り	3号認定	保育所、認定こども園、 地域型保育事業

### 2 教育・保育の需要量の見込み及び提供体制の確保方策

教育・保育の需要量の見込み及び提供体制の確保については、設定した提供区域ごとに、計画期間（令和7年度～令和11年度）における幼児期の学校教育・保育の需要量の見込みを、大野城市に居住するこどもの幼稚園・保育所等の現在の利用状況やニーズ調査の結果、及び将来人口の推計等を踏まえて設定しました。

令和7年度以降においては、既存の認可保育所の定員増を図るとともに、近年の保育士不足の影響により認可定員まで受入ができていない施設が複数あることを踏まえ、新たな保育士確保事業を実施します。

これらの提供体制確保の取組により、「特定教育・保育施設」0～5歳児の利用定員を合計108人追加設定しています。

【需要量の見込み及び提供体制の確保方策】

(単位：人)

年度		令和7年度						令和8年度							
認定区分		1号	2号		3号			1号	2号		3号				
対象年齢		3-5歳 教育希望	4,5歳 保育希望	3歳 保育希望	2歳 保育希望	1歳 保育希望	0歳 保育希望	3-5歳 教育希望	4,5歳 保育希望	3歳 保育希望	2歳 保育希望	1歳 保育希望	0歳 保育希望		
①量の見込み	本市の 子ども	1,041 (-11)	1,087 (+2)	552 (+4)	563 (+13)	495 (-37)	114 (-2)	1,030 (-11)	1,090 (+3)	571 (+19)	577 (+14)	504 (+9)	115 (+1)		
	(他市町の 子ども)	236 (0)	/	/	/	/	/	236 (0)	/	/	/	/	/		
	計		1,277 (-11)	1,087 (+2)	552 (+4)	563 (+13)	495 (-37)	114 (-2)	1,266 (-11)	1,090 (+3)	571 (+19)	577 (+14)	504 (+9)	115 (+1)	
				1,639 (+6)		1,172 (-26)				1,661 (+22)		1,196 (+24)			
			2,811 (-20)							2,857 (+46)					
			4,088 (-31)							4,123 (+35)					
②確保方策	特定教育・ 保育施設	425 (-98)	1,091 (定員1090) (+19)	538 (定員530) (+14)	505 (定員517) (+5)	421 (定員474) (+5)	120 (定員297) (+1)	425 (±0)	1,112 (定員1111) (+21)	540 (定員532) (+2)	506 (定員518) (+1)	422 (定員475) (+1)	120 (定員297) (±0)		
	確認を受けな い幼稚園	1,124 (±0)	/	/	/	/	/	1,124 (±0)	/	/	/	/	/		
	(他市町の 子ども)	236 (±0)	/	/	/	/	/	236 (±0)	/	/	/	/	/		
	(他市町の 施設利用)	91 (±0)	/	/	/	/	/	91 (±0)	/	/	/	/	/		
	特定地域型 保育事業	/	/	/	18 (定員17) (±0)	14 (定員15) (±0)	1 (定員6) (±0)	/	※1 0 (定員0) (±0)	※1 0 (定員0) (±0)	18 (定員17) (±0)	14 (定員15) (±0)	1 (定員6) (±0)		
	企業主導型 保育施設	/	108 (定員200) (±0)	53 (定員107) (±0)	66 (定員131) (±0)	80 (定員130) (±0)	21 (定員85) (±0)	/	108 (定員200) (±0)	53 (定員107) (±0)	66 (定員131) (±0)	80 (定員130) (±0)	21 (定員85) (±0)		
	計	1,876 (-98)	1,199 (+19)	591 (+14)	589 (+5)	515 (+5)	142 (+14)	1,876 (±0)	1,220 (+21)	593 (+2)	590 (+1)	516 (+1)	142 (±0)		
		1,790 (+33)		1,246 (+24)				1,813 (+23)		1,248 (+2)					
			3,036 (+57)							3,061 (+25)					
			4,912 (-41)							4,937 (+25)					
待機児童数 (②-①)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
計			0 (±0)							0 (±0)					

※ ( ) は対前年度増減数

※1 これまで3歳未満を対象としていた特定地域型保育事業において、令和8年4月1日から「満三歳以上限定小規模保育事業」が新たに制度化されますが、満3歳以上(2号認定)の提供体制については、「特定教育・保育施設」及び「企業主導型保育施設」によって確保できる見込みであることから、本市では実施しないこととします。

(単位：人)

年度		令和9年度						令和10年度							
認定区分		1号	2号		3号			1号	2号		3号				
対象年齢		3-5歳 教育希望	4,5歳 保育希望	3歳 保育希望	2歳 保育希望	1歳 保育希望	0歳 保育希望	3-5歳 教育希望	4,5歳 保育希望	3歳 保育希望	2歳 保育希望	1歳 保育希望	0歳 保育希望		
①量の見込み	本市の 子ども	1,019 (-11)	1,087 (-3)	582 (+11)	584 (+7)	513 (+9)	115 (0)	1,007 (-12)	1,074 (-13)	590 (+8)	591 (+7)	520 (+7)	116 (+1)		
	(他市町の 子ども)	236 (0)						236 (0)							
	計			1,087 (-3)	582 (+11)	584 (+7)	513 (+9)	115 (0)		1,074 (-13)	590 (+8)	591 (+7)	520 (+7)	116 (+1)	
			1,255 (-11)	1,669 (+8)		1,212 (+16)			1,243 (-12)	1,664 (-5)		1,227 (+15)			
			2,881 (+24)							2,891 (+10)					
		4,136 (+13)							4,134 (-2)						
②確保方策	特定教育・ 保育施設	425 (±0)	1,122 (定員1121) (+10)	540 (定員527) (±0)	506 (定員518) (±0)	422 (定員475) (±0)	120 (定員297) (±0)	425 (±0)	1,122 (定員1121) (±0)	540 (定員527) (±0)	512 (定員518) (+6)	427 (定員475) (+5)	120 (定員297) (±0)		
	確認を受けな い幼稚園	1,124 (±0)						1,124 (±0)							
	(他市町の 子ども)	236 (±0)						236 (±0)							
	(他市町の 施設利用)	91 (±0)						91 (±0)							
	特定地域型 保育事業		※1 0 (定員0) (±0)	※1 0 (定員0) (±0)	18 (定員17) (±0)	14 (定員15) (±0)	1 (定員6) (±0)		※1 0 (定員0) (±0)	※1 0 (定員0) (±0)	18 (定員17) (±0)	14 (定員15) (±0)	1 (定員6) (±0)		
	企業主導型 保育施設		108 (定員200) (±0)	53 (定員107) (±0)	66 (定員131) (±0)	80 (定員130) (±0)	21 (定員85) (±0)		108 (定員200) (±0)	53 (定員107) (±0)	66 (定員131) (±0)	80 (定員130) (±0)	21 (定員85) (±0)		
	計		1,230 (+10)	593 (±0)	590 (±0)	516 (±0)	142 (±0)		1,230 (±0)	593 (±0)	596 (+6)	521 (+5)	142 (±0)		
	1,876 (±0)	1,823 (+10)		1,248 (±0)			1,876 (±0)	1,823 (±0)		1,259 (+11)					
		3,071 (+10)							3,082 (+11)						
		4,947 (+10)							4,958 (+11)						
待機児童数 (②-①)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
計			0 (±0)							0 (±0)					

※ ( ) は対前年度増減数

※1 これまで3歳未満を対象としていた特定地域型保育事業において、令和8年4月1日から「満三歳以上限定小規模保育事業」が新たに制度化されますが、満3歳以上(2号認定)の提供体制については、「特定教育・保育施設」及び「企業主導型保育施設」によって確保できる見込みであることから、本市では実施しないこととします。

(単位：人)

年度		令和11年度					
認定区分	1号	2号		3号			
対象年齢	3-5歳 教育 希望	4,5歳 保育 希望	3歳 保育 希望	2歳 保育 希望	1歳 保育 希望	0歳 保育 希望	
①量の見込み	本市の こども	1,011 (+4)	1,076 (+2)	589 (-1)	586 (-5)	525 (+5)	115 (-1)
	(他市町の こども)	236 (0)	/	/	/	/	/
	計	1,247 (+4)	1,076 (+2)	589 (-1)	586 (-5)	525 (+5)	115 (-1)
			1,665 (+1)		1,226 (-1)		
				2,891 (0)			
		4,138 (+4)					
②確保方策	特定教育・保 育施設	425 (±0)	1,122 (定員1121) (±0)	540 (定員527) (±0)	512 (定員518) (±0)	432 (定員475) (+5)	120 (定員297) (±0)
	確認を受けな い幼稚園	1,124 (±0)	/	/	/	/	/
	(他市町の こども)	236 (±0)	/	/	/	/	/
	(他市町の 施設利用)	91 (±0)	/	/	/	/	/
	特定地域型 保育事業	/	※1 0 (定員0) (±0)	※1 0 (定員0) (±0)	18 (定員17) (±0)	14 (定員15) (±0)	1 (定員6) (±0)
	企業主導型 保育施設	/	108 (定員200) (±0)	53 (定員107) (±0)	66 (定員131) (±0)	80 (定員130) (±0)	21 (定員85) (±0)
	計	1,876 (±0)	1,230 (±0)	593 (±0)	596 (±0)	526 (+5)	142 (±0)
1,823 (±0)			1,264 (+5)				
				3,087 (+5)			
		4,963 (+5)					
待機児童数 (②-①)		-	-	-	-	-	-
計		0 (±0)					

※表中の名称

- ◇他市町のこども  
…他市町から本市の施設に通うこども
- ◇特定教育・保育施設  
…公的給付を受ける幼稚園、保育所(園)、認定こども園
- ◇確認を受けない幼稚園  
…公的給付を受けない幼稚園
- ◇他市町の施設利用  
…本市民で他市町の施設に通うこども
- ◇特定地域型保育事業  
…公的給付を受ける小規模保育事業等
- ◇企業主導型保育施設  
…企業等が設置した施設

※ ( ) は対前年度増減数

※私的理由により待機する者を推測することが困難であることから、「待機児童数」は②-①としています。

※1 これまで3歳未満を対象としていた特定地域型保育事業において、令和8年4月1日から「満3歳以上限定小規模保育事業」が新たに制度化されますが、満3歳以上(2号認定)の提供体制については、「特定教育・保育施設」及び「企業主導型保育施設」によって確保できる見込みであることから、本市では実施しないこととします。

<今後の保育所の定員拡充等>

(単位：人)

年度	内容		確保方策					小計	合計
			1号	2号	3号	計			
令和7年度	保育所の定員拡充	しあわせ保育園 (たのしい保育園分園)	/	9→18 (+9)	21→22 (+1)	30→40 (+10)	170→202 (+32)	360→392 (+32)	
		くすのき保育園 (平野保育園分園)	/	0→9 (+9)	20→20 (+0)	20→29 (+9)			
		みかさの森保育園	/	67→67 (+0)	53→66 (+13)	120→133 (+13)			
	認定こども園の定員変更	大野東幼稚園	110→85 (-25)	45→60 (+15)	35→45 (+10)	190→190 (+0)	190→190 (+0)		
令和8年度	保育所の定員拡充	しあわせ保育園 (たのしい保育園分園)	/	18→30 (+12)	22→24 (+2)	40→54 (+14)	69→94 (+25)	69→94 (+25)	
		くすのき保育園 (平野保育園分園)	/	9→20 (+11)	20→20 (+0)	29→40 (+11)			
令和9年度	保育所の定員拡充	くすのき保育園 (平野保育園分園)	/	20→30 (+10)	20→20 (+0)	40→50 (+10)	40→50 (+10)	40→50 (+10)	

※ ( ) は増減数

※この他にも、保育需要を見込みながら、適宜、必要な対応を検討していきます。

### 3 教育・保育の一体的提供の推進

乳幼児期のこどもの発達には、連続性を有するものであることを踏まえると、特に満3歳到達前後及び教育・保育施設等から小学校への入学時期について、こどもの発達状況等を十分に把握した上で、一人一人のこどもの状況に応じた教育・養育支援につなげていくことが求められます。

本市では、「大野城市保育所(園)長・幼稚園長・小学校長合同会議」を設置し、小学校への円滑な入学に向けた協議を行っているほか、満2歳までの保育を行う小規模保育事業所と連携施設との連携強化や、卒園後の特定教育・保育施設での入所受入など、発達の連続性を踏まえた教育・保育の一体的な提供に向けて、引き続き連携体制の強化に取り組みます。

幼児教育の重要性や教育・保育ニーズの多様化に対応するため、既存の特定教育・保育施設から教育・保育を一体的に提供する認定こども園への移行について、幼稚園の園児数減少や保育需要が増加傾向にあることなど、本市の現状を踏まえたうえで検討を進めます。

また、国や県などが実施する幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する施設職員の参加を推進していきます。

#### 4 教育・保育の質の向上

子ども・子育て支援法第2条第2項で、「支援の内容及び水準は、全てのこどもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されており、教育・保育や地域の子育て支援の拡充のみならず、質の向上を進めていくこととしています。

本市では、令和3年度まで実施してきた認可保育所定員拡充事業の効果により令和3年以降、4年連続で4月1日時点の待機児童ゼロを達成しています。しかしながら、年度途中における待機児童は増加傾向にあり、さらに今後の就学前のこどもの人口は減少していく見込みではあるものの、共働き世帯の増加などにより、引き続き入所申込数は高い水準で推移することが想定されます。

また、令和6年度には76年ぶりに保育士配置基準が見直されたこともあり、全国的に深刻な保育士不足が問題となっています。

そのため、本計画においては、今後は年度途中においても待機児童ゼロを実現していくために保育士確保に向けた取組に加え、教育・保育の質の向上に向けた取組を特に重要なものと捉え、以下の具体的な施策について取組を推進します。

- ・ 保育所等における保育士確保に向けた支援
- ・ ICTを活用した教育・保育事務の業務効率化に向けた支援
- ・ 保育所保育指針や幼稚園教育要領、幼児期運動指針等に基づき、子どもの発達や個性に配慮した質の高い教育・保育の提供推進
- ・ 災害対応や不審者対策、アレルギー体質児童への対応なども含めた職員の資質向上に向けた研修等の充実・促進
- ・ 運営に関する自己評価、外部評価、第三者評価等の導入支援
- ・ 定期的な情報交換の実施
- ・ 苦情処理委員会の設置
- ・ 県と連携した監査の実施

#### 5 施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保や保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案して給付を行います。給付方法には「償還払い（市から保護者に支払。保護者はいったん各施設に保育料を支払う必要がある）」と「法定代理受領（市から各施設に支払）」があります。本市では保護者の負担軽減及び過誤請求等の防止のため、幼稚園・届出保育施設の利用料については、施設で取りまとめのうえ、原則として「法定代理受領」とするとともに、給付の時期を幼稚園は毎月、届出保育施設は年4回の概算払い（前払い）とするなど、施設の経営に支障を来すことのないよう配慮した給付を行います。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、都道府県と連携しながら事務を進めていきます。

#### 6 産前・産後休業後及び育児休業後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

本市における年度途中の保育所待機児童の多くが3歳未満の児童で占められていますが、この主な要因として、育児休業からの復職時に保育所の利用を希望する保護者

が多くなってきていることが挙げられます。育児休業から復職する時期は、通常、こどもが満1歳になる頃に集中しています。

保育所の入所は、年度当初から年度末に向けて入所が困難になっていく傾向があるため、年度途中でこどもが満1歳を迎える保護者にとっては、入所できる可能性が低く、多くが育児休業期間の延長や、場合によっては仕事を退職することも想定されることから、産前・産後休業及び育児休業中の保護者に対し、様々な機会を通じて教育・保育施設の利用に関する情報提供及び相談支援を行っていきます。

また、産後休業及び育児休業の取得状況に応じた年度途中での利用希望状況の把握に努めるとともに、教育・保育施設等と連携しながら、年度途中からでも計画的に受入が可能な体制整備について検討します。

## 7 乳児等通園支援の需要量の見込みと提供体制の確保方策

乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）は、こどもの社会性を育むとともに保護者の育児に関する孤立感や不安感を解消するため、生後6か月から満3歳までの保育所等に通っていないこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間帯等で柔軟に対象施設を利用できる事業です。本市では、令和8年度から全国での本格実施に先駆け、令和7年10月から先行して事業を開始しました。

乳児等通園支援の需要量の見込みは、設定した提供区域ごとに、大野城市に居住するこどもの人数や先行実施における利用率、将来人口の推計等を踏まえて設定しました。

計画期間中においては、現在整備している2園の定員数で充足する見込みであることから、提供体制の拡充は予定していませんが、今後の利用状況等に応じ、必要な提供体制を確保していきます。

	年度	年齢	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	必要受入時間数(/月)	0歳児	290時間	430時間	580時間	580時間
		1歳児	180時間	270時間	360時間	360時間
		2歳児	30時間	50時間	60時間	60時間
	必要利用定員数	0歳児	2人	3人	4人	4人
		1歳児	2人	2人	3人	3人
		2歳児	1人	1人	1人	1人
確保方策	受入時間数(/月)	0歳児	781時間	781時間	781時間	781時間
		1歳児	1,133時間	1,133時間	1,133時間	1,133時間
		2歳児	781時間	781時間	781時間	781時間
	利用定員数	0歳児	5人	5人	5人	5人
		1歳児	7人	7人	7人	7人
		2歳児	5人	5人	5人	5人

## 8 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制

乳児等通園支援事業の実施に当たり、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めます。

また、幼稚園における満3歳児クラスの活用などを含め、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用に円滑に移行できるよう、乳児等通園支援事業者への情報提供など、必要な支援を行います。

## 第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

### 1 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込み及び提供体制の確保

#### ①地域子育て支援拠点事業

〔本市事業名：れいわ子ども情報センター事業（親子サロン事業、子育て応援事業）、ファミリー交流センター事業〕

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、地域の子育て関連情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量の見込み (延べ利用人数)	55,800人 (内訳) 情(サ)：44,000 情(子)：4,800 交：7,000	57,000 (内訳) 情(サ)：44,900 情(子)：4,850 交：7,250	58,100人 (内訳) 情(サ)：45,700 情(子)：4,900 交：7,500	59,100人 (内訳) 情(サ)：46,400 情(子)：4,950 交：7,750	60,000人 (内訳) 情(サ)：47,000 情(子)：5,000 交：8,000
確保方策	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

※ 情(サ)・・・れいわ子ども情報センター事業（親子サロン事業）  
情(子)・・・れいわ子ども情報センター事業（子育て応援事業）  
交・・・ファミリー交流センター事業

#### 〔確保方策〕

当該事業は、本市事業名ごとに3か所で実施しています。実績値は延べ人数のため一人が複数回利用していることが考えられますが、本市で実施している事業にはどれも利用定員がなく、利用者全てを受入れています。

令和元年7月に、子ども情報センターを「遊び」「交流」「学習」「相談」などの役割を持つ地域の「子育て支援の拠点」としてリニューアルし、名称を「れいわ子ども情報センター」に改めました。リニューアルしたことにより、1階の「親子サロンフロア」は、就学前の親子が自由かつ安全に遊びながら、仲間との交流や保育士への育児相談ができ、隣接する大文字公園と一体的に利用できる広く開放的なスペースとなり、3階の「子育て応援フロア」は、各種親子向け教室やブックスタート事業を実施するほか、子育てサークルやボランティアが集い、ネットワークを構築できるスペースとして利用できるようになりました。

今後も、子育て家庭や地域で子育て支援を行う団体など、より多くの利用者が「集い・学び・つながる」拠点施設となるよう、実施事業や実施体制の充実を図ります。

#### ②利用者支援事業

〔本市事業名：れいわ子ども情報センター事業（一部）、こども家庭センター事業〕

こども及びその保護者等、又は妊娠している人が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業です。

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	需要量の 見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※れいわ子ども情報センター

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こども家庭 センター型	需要量の 見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※こども家庭センター

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊婦等 包括相談 支援事業型	需要量の 見込み	3,204回	3,204回	3,204回	3,204回	3,204回
	確保方策	3,204回	3,204回	3,204回	3,204回	3,204回

※こども家庭センター

需要量の見込みは、妊娠届出数（1,068）×1組当たり面談回数（3回）により算出  
〔確保方策〕

当該事業は、「れいわ子ども情報センター」及び「こども家庭センター」において実施しています。

「れいわ子ども情報センター」では、市内の子育て関連情報の提供や、保育士による子育てに関する相談に対応する形で実施しています。

「こども家庭センター」では、妊娠期から出産、就学前の子育て期にわたるまでの様々な悩みに対し、母子保健担当と児童福祉担当が一体的に支援し、必要に応じて関係機関と連携し、包括的な支援を実施しています。

「妊婦等包括相談支援事業」では、妊娠時から出産・子育てまで一貫して、すべての妊産婦に寄り添い、継続的な情報発信や定期的な相談対応を実施し、より安心して出産・子育てができるように伴走型相談支援を実施します。

### ③妊婦健康診査事業

〔本市事業名：妊婦健康診査事業〕

妊婦を対象とした健康診査に要する費用の一部を助成することにより、妊婦の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする事業です。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量の見込み (延べ受診回数)	11,400回	11,400回	11,400回	11,400回	11,400回
確保方策	県内及び県外の医療機関（市内1か所）				

〔確保方策〕

妊婦健康診査は、県内及び県外の医療機関（産婦人科等）で受診可能であり、需要量を満たす提供体制が整備されているため、現行の体制のとおりとします。

#### ④乳児家庭全戸訪問事業

〔本市事業名：妊産婦・新生児訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業〕

乳児がいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育の環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うことを目的とする事業です。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量の見込み(延べ訪問人数)	961人	964人	966人	964人	962人
確保方策	実施体制：助産師12人、エンゼルサポーター2人、保健師11人 実施機関：大野城市（エンゼルサポーターは事業者に委託）				

〔確保方策〕

現行の体制でほぼ100%の訪問率を達成していることから、現行の体制を維持していきます。

#### ⑤産後ケア事業

〔本市事業名：産後ケア事業〕

産後等に家族等からの十分な育児等のサポートを受けられず、支援を必要とする母子等に対して育児指導又は心身のケアを行い、産後も安心して子育てができるよう支援体制を確保する事業です。「宿泊型（ショートステイ）」「通所型（デイサービス）」「訪問型（アウトリーチ）」があり、授乳や沐浴などのアドバイス、育児相談、母子等の体調管理などを行います。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量の見込み	985人	985人	985人	985人	985人
確保方策	実施体制：県内の産科医療機関及び助産院に委託して実施				

#### ⑥養育訪問支援事業

〔本市事業名：養育訪問支援事業〕

児童の養育を支援することが必要と認められる家庭や、保護者に児童を監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産前から支援を行うことが必要と認められる妊婦がいる家庭に保健師等が訪問し、出産や養育に関する専門的な相談、指導、助言等、適切な養育が行われるように支援する事業です。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量の見込み	実訪問人数	18人	18人	18人	18人
	延べ訪問人数	36人	36人	36人	36人
確保方策	実施体制：保健師等13人 実施機関：大野城市				

### ⑦子育て世帯訪問支援事業

〔本市事業名：子育て世帯ホームヘルプサービス事業〕

家事・育児に対して不安・負担を抱える保護者及び児童並びに特定妊婦の居宅に訪問支援員を派遣し、家事及び育児に関する不安及び悩みを傾聴するとともに、必要な支援を行い、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

※特定妊婦とは、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦です。

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量の 見込み	実訪問人数	57人	57人	57人	57人	57人
	延べ訪問 人数(人日)	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人
確保方策		訪問支援員の派遣を事業者に委託して実施				

〔確保方策〕

現行体制で需要量を満たしているため、現行の体制で行うものとします。

### ⑧子育て短期支援事業

〔本市事業名：子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業・夜間養護等事業）〕

保護者の疾病等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合等に、児童福祉施設に児童や親子を入所させ、必要な支援を行う事業です。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量の見込み(延べ利用人数)	100人日	100人日	100人日	100人日	100人日
確保方策	児童福祉施設の4施設に委託				

〔確保方策〕

現行体制で需要量を満たしているため、現行の体制で行うものとします。

### ⑨親子関係形成支援事業

〔本市事業名：未実施〕

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的として実施する事業です。

現在、本市においては、親子関係形成支援事業に類似するものとして、2歳～12歳の児童の養育者を対象とし、子育てにおける「しつけ」の仕方について、こどもとの絆を深めることを目的とした体験型の学習プログラムを行うペアレンティング・トレーニングを実施しています。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量の 見込み	1人	1人	1人	1人	1人
確保方策	1人	1人	1人	1人	1人

### ⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

〔本市事業名：ファミリー・サポート・センターおおのじょう事業〕

育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人が行う相互援助活動を支援することにより、仕事と育児を両立し、安心して働くことのできる環境を整備するとともに、地域の子育てを支援し、保護者及び児童の福祉向上を図ることを目的とする事業です。

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量の 見込み (延べ利 用人数)	ファミリー・ サポート・セ ンター事業分	1,100人	1,100人	1,100人	1,100人	1,100人
	病児・緊急対 応強化事業分	20人	20人	20人	20人	20人
確保方策		1,120人	1,120人	1,120人	1,120人	1,120人

〔確保方策〕

おねがい会員からの利用希望に対して、現状のおたすけ会員数で需要を満たすことはできていますが、今後も提供体制を十分確保するために、おたすけ会員の募集、登録の要請を引き続き行っていきます。

## ①一時預かり事業

### (1) 保育所型

〔本市事業名：一時保育事業（保育所）〕

保護者の就労が、短時間勤務等、勤務形態の多様化等に伴うものや急病等の理由により、一時的な保育に対する需要に対応することで、児童の福祉の増進を図ることを目的とする事業です。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量の見込み(延べ利用人数)	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人
確保方策	12,500人	12,500人	12,500人	12,500人	12,500人

〔確保方策〕

1日当たりの最大利用人数を実施4園で計50人とし、年間の事業日数を250日として算出した結果、現状の提供体制で確保は可能です。

なお、保育所定員の拡充等により保育所への入所が増加しており、令和3年度から4年連続で各年4月1日時点の待機児童数0人を達成していることから、一時保育の利用数は令和2年度から令和5年度の平均と同程度の利用を見込んでいます。

### (2) 幼稚園在園児対象型

〔本市事業名：預かり保育（幼稚園）、幼稚園型一時預かり事業〕

保護者の就労や急病等の理由により、通常の幼稚園教育時間を超えて、在園児を一時的に保育することで、多様化する保育サービスの充実を図ることを目的とする事業です。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量の見込み(延べ利用人数)	38,000人 (内訳) 預：26,220人 幼：11,780人	38,000人 (内訳) 預：26,220人 幼：11,780人	38,000人 (内訳) 預：26,220人 幼：11,780人	38,000人 (内訳) 預：26,220人 幼：11,780人	38,000人 (内訳) 預：26,220人 幼：11,780人
確保方策	38,000人	38,000人	38,000人	38,000人	38,000人

※預：預かり保育事業 幼：幼稚園型一時預かり事業

〔確保方策〕

確保体制については、保育室の面積、教員の人員配置のいずれの面から見ても現状の体制で対応が可能です。

## ⑫時間外保育事業

〔本市事業名：延長保育事業（保育所）〕

保護者の就労等の理由により、保育時間の延長に対する需要に対応することで、保護者の就労の円滑化と児童の福祉の増進を図ることを目的とする事業です。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量の見込み(登録者数)	635人	640人	642人	642人	642人
確保方策	636人	643人	645人	645人	645人

〔確保方策〕

定員拡充の計画により、令和6年度と比較し、令和7年度は49人、令和8年度は74人、令和9年度以降は84人の定員が増加します。増加した定員のうち約25%分が当該事業の提供体制として確保できると見込まれることから、需要を満たすことができるといえます。

## ⑬病児・病後児保育事業

〔本市事業名：病児デイケアルーム大野城事業、(病児・緊急対応強化事業)〕

病気療養中や、回復期で幼稚園、保育所、学校等に登園・登校できないこどもを持つ保護者が、仕事や冠婚葬祭、急用により家庭内で保育ができない場合に、一時的にこどもを預かる事業です。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量の見込み(延べ利用人数)	1,100人	1,100人	1,100人	1,100人	1,100人
確保方策	1,440人	1,440人	1,440人	1,440人	1,440人

〔確保方策〕

提供体制について、6人(1日当たりの定員)×240日(年間稼働日数)で算出すると、現行の提供体制で需要量を満たしています。市外の施設も利用可能であるため、年間平均として考えると現行の体制で需要量に対する提供体制を確保しているといえますが、冬季は需要が多くなり、提供体制が不足することもあるので、今後も必要な提供体制の検証を行っていきます。

#### ⑭放課後児童健全育成事業

〔本市事業名：Onojō放課後こども事業ランドセルクラブ〕

市内の小学校に在学中で、放課後に家庭保育を受けることができない児童が利用するG登録と、条件なく利用できるR登録の児童に対し、一定時間、宿題などの学習と多種多様な体験活動を行い、児童の健全な育成を図ることを目的とします。

令和2年度から「留守家庭児童保育所事業」と「放課後総合学習ランドセルクラブ」の一体的な取組を市内2校で試行的に開始し、令和4年度から、市内10校で一体的な取組を開始しました。

〈市全域〉（年間平均入所者数）

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学 1～3 年生	①需要量 の見込み	1,486人	1,557人	1,524人	1,564人	1,594人
	②確保方策	1,486人	1,557人	1,524人	1,564人	1,594人
小学 4～6 年生	③需要量 の見込み	446人	478人	472人	485人	535人
	④確保方策	446人	478人	472人	485人	535人
不足数	小学 1～3年生 (②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
	小学 4～6年生 (④-③)	0人	0人	0人	0人	0人

〔確保方策〕

本市は待機児童を出さないことを基本としているため、保育室が不足する場合は、小学校施設（特別教室など）を使用することなどで提供体制を確保していきます。

また、学校・家庭・地域が一体となり、放課後子ども教室との連携を推進していくものとし、令和元年度には、市内の全小学校において、放課後総合学習ランドセルクラブを実施し、留守家庭児童保育所と一体的な放課後事業の運営を実施しています。

〈区域：大野小学校区〉（年間平均入所者数）

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学 1～3 年生	①需要量 の見込み	250人	277人	266人	279人	285人
	②確保方策	250人	277人	266人	279人	285人
小学 4～6 年生	③需要量 の見込み	97人	95人	94人	90人	104人
	④確保方策	97人	95人	94人	90人	104人
不足数	小学 1～3年生 (②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
	小学 4～6年生 (④-③)	0人	0人	0人	0人	0人

〈区域：大野北小学校区〉（年間平均入所者数）

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学 1～3 年生	①需要量 の見込み	206人	219人	217人	230人	254人
	②確保方策	206人	219人	217人	230人	254人
小学 4～6 年生	③需要量 の見込み	40人	43人	44人	46人	48人
	④確保方策	40人	43人	44人	46人	48人
不足数	小学 1～3年生 (②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
	小学 4～6年生 (④-③)	0人	0人	0人	0人	0人

〈区域：大野南小学校区〉（年間平均入所者数）

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学 1～3 年生	①需要量 の見込み	156人	144人	142人	137人	127人
	②確保方策	156人	144人	142人	137人	127人
小学 4～6 年生	③需要量 の見込み	71人	77人	71人	65人	61人
	④確保方策	71人	77人	71人	65人	61人
不足数	小学 1～3年生 (②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
	小学 4～6年生 (④-③)	0人	0人	0人	0人	0人

〈区域：大野東小学校区〉（年間平均入所者数）

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学 1～3 年生	①需要量 の見込み	156人	154人	136人	136人	133人
	②確保方策	156人	154人	136人	136人	133人
小学 4～6 年生	③需要量 の見込み	22人	28人	24人	25人	25人
	④確保方策	22人	28人	24人	25人	25人
不足数	小学 1～3年生 (②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
	小学 4～6年生 (④-③)	0人	0人	0人	0人	0人

〈区域：大利小学校区〉（年間平均入所者数）

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学 1～3 年生	①需要量 の見込み	278人	304人	302人	309人	307人
	②確保方策	278人	304人	302人	309人	307人
小学 4～6 年生	③需要量 の見込み	73人	79人	86人	102人	104人
	④確保方策	73人	79人	86人	102人	104人
不足数	小学 1～3年生 (②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
	小学 4～6年生 (④-③)	0人	0人	0人	0人	0人

〈区域：平野小学校区〉（年間平均入所者数）

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学 1～3 年生	①需要量 の見込み	114人	115人	117人	121人	118人
	②確保方策	114人	115人	117人	121人	118人
小学 4～6 年生	③需要量 の見込み	27人	31人	27人	24人	30人
	④確保方策	27人	31人	27人	24人	30人
不足数	小学 1～3年生 (②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
	小学 4～6年生 (④-③)	0人	0人	0人	0人	0人

〈区域：大城小学校区〉（年間平均入所者数）

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学 1～3 年生	①需要量 の見込み	81人	81人	85人	80人	87人
	②確保方策	81人	81人	85人	80人	87人
小学 4～6 年生	③需要量 の見込み	26人	27人	25人	27人	30人
	④確保方策	26人	27人	25人	27人	30人
不足数	小学 1～3年生 (②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
	小学 4～6年生 (④-③)	0人	0人	0人	0人	0人

〈区域：下大利小学校区〉（年間平均入所者数）

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学 1～3 年生	①需要量 の見込み	65人	85人	92人	110人	117人
	②確保方策	65人	85人	92人	110人	117人
小学 4～6 年生	③需要量 の見込み	37人	41人	46人	52人	74人
	④確保方策	37人	41人	46人	52人	74人
不足数	小学 1～3年生 (②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
	小学 4～6年生 (④-③)	0人	0人	0人	0人	0人

〈区域：御笠の森小学校区〉（年間平均入所者数）

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学 1～3 年生	①需要量 の見込み	84人	92人	95人	92人	103人
	②確保方策	84人	92人	95人	92人	103人
小学 4～6 年生	③需要量 の見込み	26人	25人	28人	30人	33人
	④確保方策	26人	25人	28人	30人	33人
不足数	小学 1～3年生 (②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
	小学 4～6年生 (④-③)	0人	0人	0人	0人	0人

〈区域：月の浦小学校区〉（年間平均入所者数）

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学 1～3 年生	①需要量 の見込み	96人	86人	72人	70人	63人
	②確保方策	96人	86人	72人	70人	63人
小学 4～6 年生	③需要量 の見込み	27人	32人	27人	24人	26人
	④確保方策	27人	32人	27人	24人	26人
不足数	小学 1～3年生 (②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
	小学 4～6年生 (④-③)	0人	0人	0人	0人	0人

### ⑮児童育成支援拠点事業

〔本市事業名：未実施〕

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業です。

本市の不登校児童等は、令和7年度以降も増加する見込みとなっていることから、児童育成支援拠点開設に向けた調査・研究を実施します。

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
不登校児童等 見込み	小学生	218人	240人	264人	290人	319人
	中学生	384人	422人	464人	511人	562人
需要量の 見込み		16人	16人	16人	16人	16人
確保方策		-	-	20人	20人	20人

### ⑯実費徴収に係る補足給付を行う事業

〔本市事業名：実費徴収に係る補足給付を行う事業〕

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき、食事提供の費用等を助成する事業等です。

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育所・認定こども園等	需要量の 見込み (支給実 人数)	400人	400人	400人	400人	400人
	確保方策	400人	400人	400人	400人	400人
幼稚園	需要量の 見込み (支給実 人数)	210人	210人	210人	210人	210人
	確保方策	210人	210人	210人	210人	210人

〔確保方策〕

年収360万円未満相当世帯の児童等が対象になり、対象者は全員助成等の給付を受けることができます。

**⑰多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

〔本市事業名：未実施〕

子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進していく事業です。

〔確保方策〕

本市は、計画期間内に待機児童が発生しない予定であることから、事業の実施については、国の動向を見た上で今後の対応について検討していきます。

## 2 地域におけるその他のこども・子育て支援施策の充実・推進

保護者が安心して子育てができると同時に、こどもたちの主体性や社会性、自尊感情を育み、自分らしく過ごす中で健やかな自己形成が図れるよう、地域社会と積極的に関わり合うための機会や、相談や交流の場所を提供するなどの取組を推進します。

また、これらの事業が有機的に機能していくためには、事業間の連携やネットワークの構築が必要ですので、そのような機会の提供等についても推進していきます。

事業名称	対 象	事業内容	実施場所	所管
ぞうさんひろば	未就学児の親子	親子が安全で自由に遊べる場を提供する	各コミュニティセンター	こども・若者政策課
あかちゃん広場	3か月～1歳未満児の親子	子育てを行う親と赤ちゃんを対象に講師のお話や親子遊びを行う	れいわ子ども情報センター（子育て応援フロア）	こども・若者政策課
のびのび広場	1歳児の親子	センター職員（保育士）と一緒に親子ふれあい遊びを行う	れいわ子ども情報センター（子育て応援フロア）	こども・若者政策課
あそびの広場	未就学児の親子	親子で様々な遊びを知り体験する場を提供する	れいわ子ども情報センター（子育て応援フロア）	こども・若者政策課
絵本ライブラリー	未就学児の親子	色々な絵本にふれあい親子で過ごす時間を楽しむ	れいわ子ども情報センター（子育て応援フロア）	こども・若者政策課
園庭開放	未就学児の親子	保育所の園庭で自由に遊べる機会を提供する	筒井保育所、大野南保育所、大野北保育所	こども・若者政策課
キッズルーム	未就学児とその保護者	親子が自由に利用できる遊び場を提供し、おはなし会や歌あそび等を定期的に開催する	まどかぴあ（3階キッズルーム）	男女平等推進センター（アスカラ）

事業名称	対 象	事業内容	実施場所	所管
子ども 読書活動	妊婦及び中 学生以下の 子どもとそ の保護者	子どもの活字離 れ、読書離れによ る国語力の低下等 を解決するための 活動を行う	家庭、 地域、 保育所、 幼稚園、小・中 学校など	教育振興課
いじめ防止 対策事業	小・中学生	小・中学生のいじ め問題等を早期に 発見するために、 学校生活アンケート や教育相談活動 を行う	小・中学校	教育支援課
教育 サポート センター	小・中学生	学校におけるいじ め、不登校、特別 支援教育、非行 等、小・中学生が 抱える課題又は問 題の解消もしくは 予防を図る	市教育委員会、 小・中学校	教育支援課
ブック スタート	生後4か月 から15か 月までの乳 幼児とその 保護者	絵本の読み聞かせ を行い、親子がふ れあう楽しいひと ときを過ごすため の「きっかけづく り」を行う(絵本 のプレゼントあ り)	各コミュニティ センター、 れいわ子ども情 報センター(子 育て応援フロ ア)、 まどかぴあ	こども・若者 政策課
Onojo 放課後 こども事業 ランドセル クラブ	小学生	児童が放課後の午 後5時までランド セルクラブ本所や 学校の特別教室、 体育館、運動場な どで、宿題などの 学習と多種多様な 体験活動を行う	小学校	教育振興課

事業名称	対 象	事業内容	実施場所	所管
すくすく 子育て教室 (両親教室)	妊婦とその パートナー	妊婦体験ジャケットの着用、赤ちゃん人形抱っこ体験、助産師の話、2人でできる妊婦体操、先輩パパママの体験談等を通し、母親・父親になる準備を支援する	すこやか 交流プラザ	こども家庭センター
マタニティ クラス (母親教室)	妊婦（一部、パートナーや祖父 母も可）	妊娠中の過ごし方や栄養、育児等についての話や情報交換を行う	すこやか 交流プラザ	こども家庭センター
3歳児 集団健診	3歳児とそ の保護者	3歳児の集団健診の場で、子育てや子どもの健康相談等を行う	すこやか 交流プラザ	こども家庭センター
ペアレンティ ング・ トレーニング	2歳～12歳 の子どもの 養育者	子育てにおける「しつけ」の仕方について、子どもとの絆を深めることを目的とした体験型の学習プログラムを行う	子ども療育支援 センターなど	こども家庭センター
親子料理教室	小学生の 親子	料理教室を行い、自分で食事を作り、食べる力を育み、食の実践力の向上につなげる	公民館	健康課
食育講座	幼児と保護 者	「早寝早起き朝ごはん」の大切さを学び、食事を自分で作って食べることの楽しさの体験を通して、食の実践力の向上につなげる	すこやか 交流プラザ	健康課
家庭教育学級	小中学生の 保護者等	家庭の教育的役割の向上を目指し、学習会や講演会を開催し、子育ての実践力を養う	小中学校	教育振興課

事業名称	対 象	事業内容	実施場所	所管
指導員派遣事業及び地域サロンへの遊具貸出	子育てサークル	センター職員（保育士）を派遣し、親子遊び等を紹介する また、公民館で行われている子育てサロンへ室内遊具の無料貸出を行う	サークルの活動場所	こども・若者政策課
放課後子ども教室（アンビシャス広場）	市内の小学校に通学する児童（一部、中学生、高校生を含む。）	地域との連携のもと、異なる学年や学校の児童が自由にスポーツや遊びを行うことができる安全で安心な場所を提供する	コミュニティセンター、公民館（一部）	こども・若者政策課
公民館親子サロン	未就学児の親子	親子が安全で自由に遊べる場を提供する	公民館（一部）	各公民館
地域ボランティア交流会	地域の子育てサロンなどで活動している人	子育てサロンの運営などに関する情報共有や親子遊びのスキルアップを図る	れいわ子ども情報センター（子育て応援フロア）	こども・若者政策課
すこやか育児相談	未就学児の親子	乳幼児の健康や育児等についての相談を行う	すこやか交流プラザ	こども家庭センター
子ども相談センター	18歳までの児童本人、子育て中の家族など	18歳までのこどもの家庭生活・学校生活・友人関係などの相談を行う	子ども相談センター	こども家庭センター
子ども療育支援センター（療育事業）	市内在住の0歳～18歳未満のこどもとその保護者	こどもの発達に心配や悩み事がある保護者に対する子育て支援とこどもに対する療育等を行う	子ども療育支援センター	こども家庭センター

事業名称	対 象	事業内容	実施場所	所管
遊具貸出	未就学児の親子	公民館で行われている子育てサロンと市社会福祉協議会の登録サークルへ室内遊具の無料貸出を行う	総合福祉センター	市社会福祉協議会
私立保育所遊具共同募金配分助成	市内の私立保育所	こどもの保育環境増進のため、地域の保育所に遊具等の設置費用を助成する	総合福祉センター	市社会福祉協議会
赤ちゃんの駅	乳幼児とその保護者	赤ちゃんの授乳やおむつ替えができる公共施設や店舗等を「赤ちゃんの駅」として登録し、利用者の目に付く場所にシンボルマークを表示する	市内の公共施設や店舗など	こども家庭センター
※れいわ子ども情報センター（子育て応援フロア）：すこやか交流プラザ3階 子ども相談センター：大野城市役所新館2階（こども家庭センター内） 子ども療育支援センター：すこやか交流プラザ3階				

## 第7章 こども・子育て支援関連施策の推進

### 1 児童虐待防止対策等の充実

児童虐待はこどもの生命や身体に危害を及ぼし、心に傷を残すだけでなく、次世代に対する虐待を誘発する要因ともなっています。

これらのことから、児童等の虐待の発生予防や早期発見から事後フォローまで、いかにして総合的な支援体制を整備していくかが課題となっています。

また、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもや若者である「ヤングケアラー」について、福祉、介護、医療、教育の関係者が情報共有・連携し、早期発見・把握し、必要な支援につなげます。

市や地域にとって宝であるこどもたちが、健やかに成長できる環境づくりと併せて相談支援体制の強化につながる取組が必要です。

#### 【主な取組】

##### ①子ども相談センターの体制強化

- ・多様な相談に応じられるよう窓口体制の強化に努める。

##### ②児童虐待等に関する情報の一元化及び共有化の推進

- ・児童虐待等に関する児童情報の一元化及び関係機関との情報の共有化を図るため、児童相談システムの活用を行う。

##### ③市要保護児童対策地域協議会運営体制の強化

- ・市教育委員会（教育サポートセンターを含む。）や学校、児童相談所等、関係機関との情報共有による連携した支援体制の強化に努める。

##### ④こども家庭センターの運営

- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施することにより、妊娠・出産・子育てに対する保護者の不安や負担を軽減し虐待予防につなげる。
- ・母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営する相談支援を行う。

### 2 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や県と連携しながら、就業に向けた能力開発や技能取得等、安定した就業を可能にするための支援を推進します。

また、子育てと就業を両立させながら安心して就労できるように、保育所等の利用の際における配慮や、精神的・経済的な支援や情報提供、相談体制の充実を図ります。

#### 【主な事業】

- ・児童扶養手当
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業
- ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業
- ・ひとり親家庭等医療費助成事業
- ・ひとり親家庭養育費確保支援事業
- ・母子・父子自立支援プログラム策定事業
- ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

### 3 障がい児支援等の施策の充実

「第6次大野城市総合計画後期基本計画」（計画年度：令和6年度～令和10年度）において、障がい児等のための施策に関する基本的な方針を定めるとともに、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（計画年度：令和6年度～令和8年度）に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保と円滑な実施を図っています。

障害福祉サービス等の主な内容は次のとおりです。

#### ①障害福祉サービス及び相談支援

- ・障がい児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）
- ・障がい児相談支援
- ・訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）
- ・短期入所（医療型・福祉型）

#### ②自立支援医療（育成医療、精神通院医療）

#### ③補装具費の支給

#### ④地域生活支援事業

- ・日中一時支援
- ・相談支援事業（障害者相談支援事業、自立支援協議会の設置）
- ・移動支援事業
- ・日常生活用具給付等事業
- ・訪問入浴サービス
- ・社会参加支援

#### ⑤その他

- ・紙おむつ給付事業
- ・軽度中等度難聴児補聴器購入費助成事業
- ・軽度中等度難聴者補聴器購入費助成事業
- ・療育事業（いちご学級）
- ・重度障害者医療費支給制度
- ・障害児福祉手当
- ・大野城市重度障がい者手当

課題としては、次の2点が挙げられます。

- ①医療的ケアが必要な児童その保護者（介護者）に対する支援事業について、自宅や保育所・学校等での日常生活支援事業を行っているが、さらにニーズに応じたサービスの提供が求められている。
- ②障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援するため、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援、障がい児相談支援の充実及び地域支援体制の構築を図る必要がある。

課題に対する解決方針は次のとおりです。

- ①令和5年度に実施した医療的ケアに関する実態調査に基づき、ニーズや必要性等について検討を行い、その結果を事業に反映させていく。

- ②児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所、保育所等訪問支援事業所と連携し、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築していく。

#### 4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

令和3年度に実施した「男女共同参画市民意識調査」で、自分自身の生活においてワーク・ライフ・バランスが取れていると答えた人の割合は49.7%とほぼ半数で、5年前より4.7ポイント上がっています。

また、女性が仕事と家庭の両立のために必要なことは何かという質問に対しては、

- ①「結婚したり出産したりすると勤めにくいような慣習を改める」
- ②「仕事と家庭の両立ができる制度が利用しやすい職場の雰囲気づくりをする」
- ③「労働時間の短縮や在宅勤務の普及など、多様な働き方を進める」

の順で多い結果でした。

現状から見える課題としては、次の2点が挙げられます。

- ①雇用する企業、事業所はもちろんのこと、就労する個人一人一人が働き方についての意識改革を進めていく必要がある。
- ②延長保育や一時預かりなど、保護者の就労形態に応じた多様な保育ニーズに対応した整備を行う必要がある。

上記の課題を踏まえ、

- ①県が実施する子育て応援宣言企業や子育て支援の店への登録の働きかけ、ワーク・ライフ・バランスの充実や育児休業や介護休業などの取得促進
- ②保育所や留守家庭児童保育所などにおける多様な保育サービスの実施、ファミリー・サポート・センター事業や病児デイケアルーム大野城などの利用推進などを進めていきます。

## 第8章 計画の推進体制

### 1 関係機関等との連携

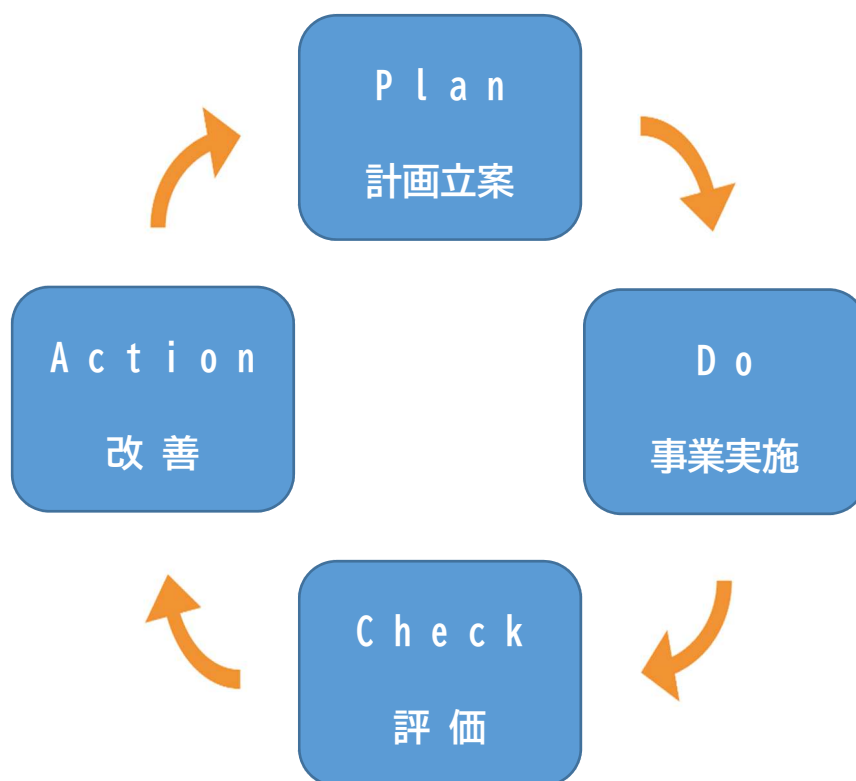
本計画の推進にあたっては、全ての子育て家庭が安心して子どもを産み、育てられるように、子どもや子育て中の保護者など当事者の意見を聞きながら、当事者の目線に立った効果的な事業の実施と着実な計画の推進を図っていきます。

また、子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、様々な分野にわたるため、子ども・若者政策課が主管となり、関係部局と連携を図りながら本計画を推進するとともに、市民が希望する教育・保育を円滑に利用できるよう、市町村の域を越えた利用を想定して、近隣自治体と連携を図り、調整等を図っていきます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じた計画的な整備を行うため、行政と教育・保育の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

### 2 計画の達成状況の点検及び評価

本計画の着実な推進を図るため、大野城市版子ども・子育て会議である「大野城市子ども・若者育成会議」において、実施事業の進捗状況及び計画全体の成果についてPDCAサイクルにより定期的に点検・評価を行い、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていくこととします。



# 資料編

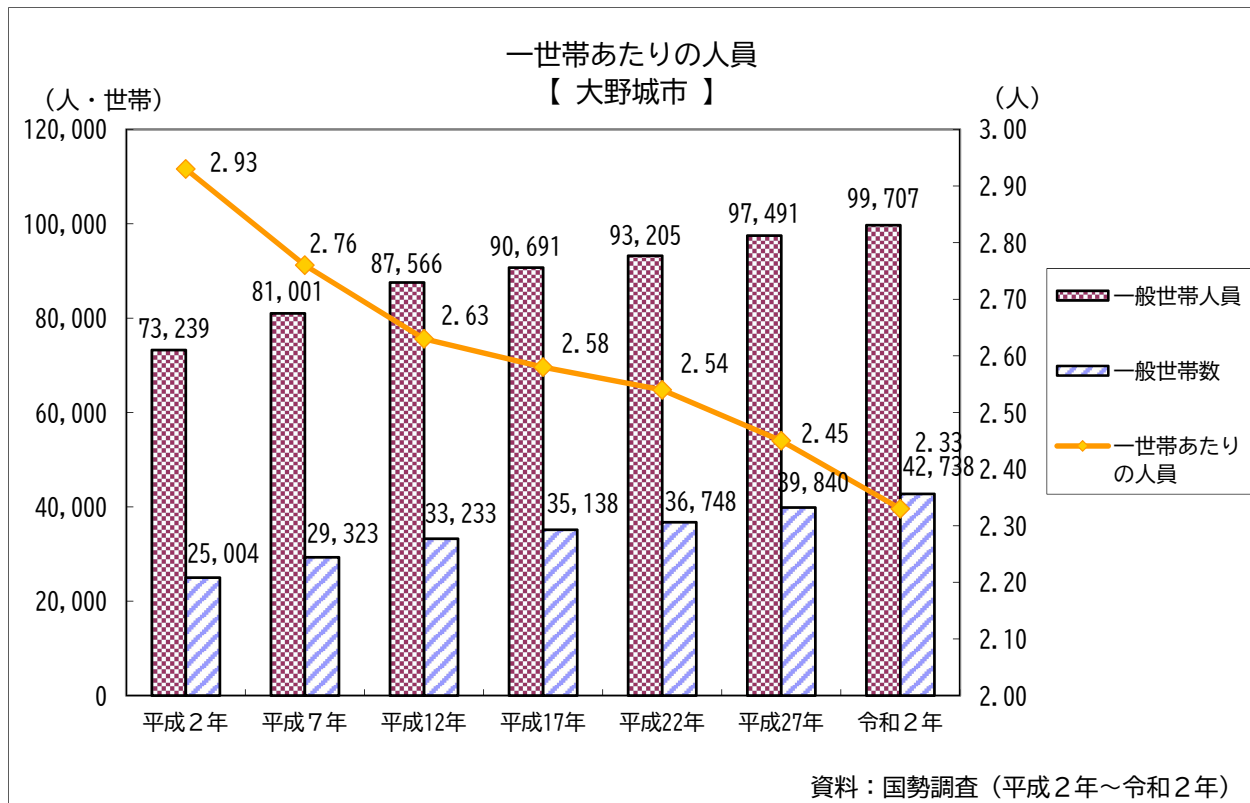
## 1 人口統計（人口、世帯、人口動態等）

### （1）一世帯当たりの人員の推移

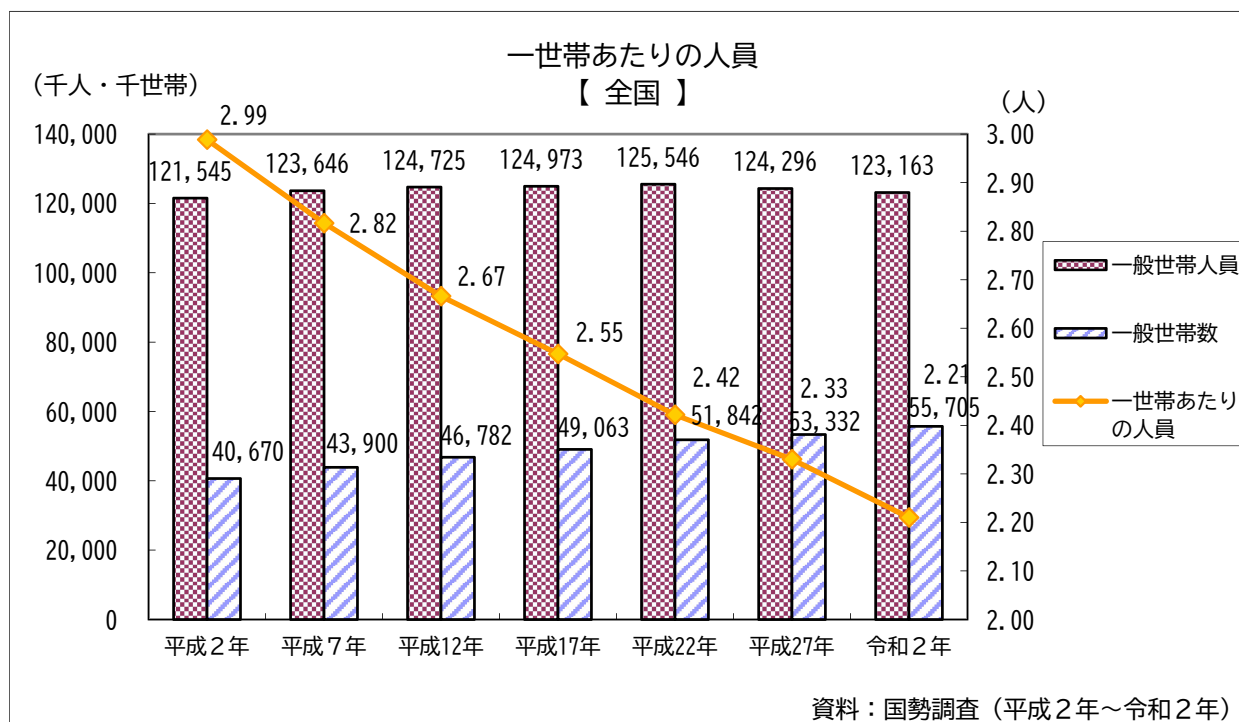
平成2年から令和2年までの国勢調査結果から見ると、大野城市の一般世帯人員及び一般世帯数は、ともに年々増加傾向にあります。このことから、世帯の構成が、単身世帯や夫婦のみの世帯などの少人数世帯が増加していることがうかがえます。

※一般世帯・・・総世帯数から施設等の世帯（寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者など）を除いた世帯

※一般世帯人員・・・一般世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数



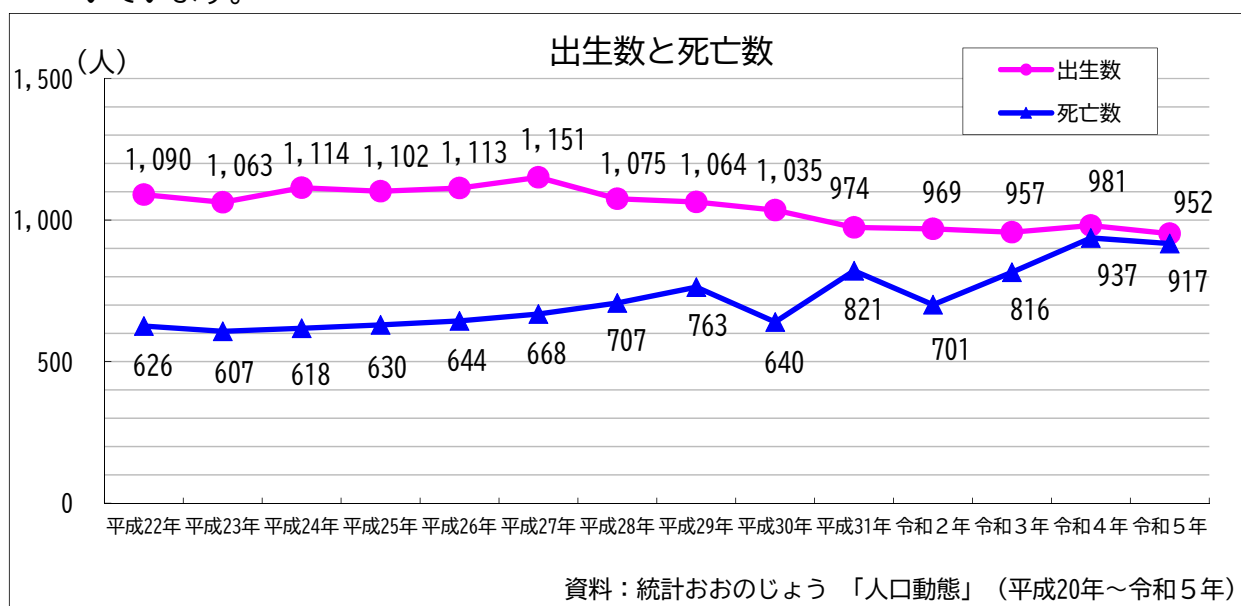
全国の一般世帯数も、大野城市と同じ傾向にあることがうかがえます。



## (2) 出生数及び死亡数の推移

大野城市の平成22年からの毎年の出生数の推移を見ると、ほぼ横ばいの状態にあります。

一方、死亡数は微増傾向にありますが、出生数が死亡数を上回っている状態が続いています。

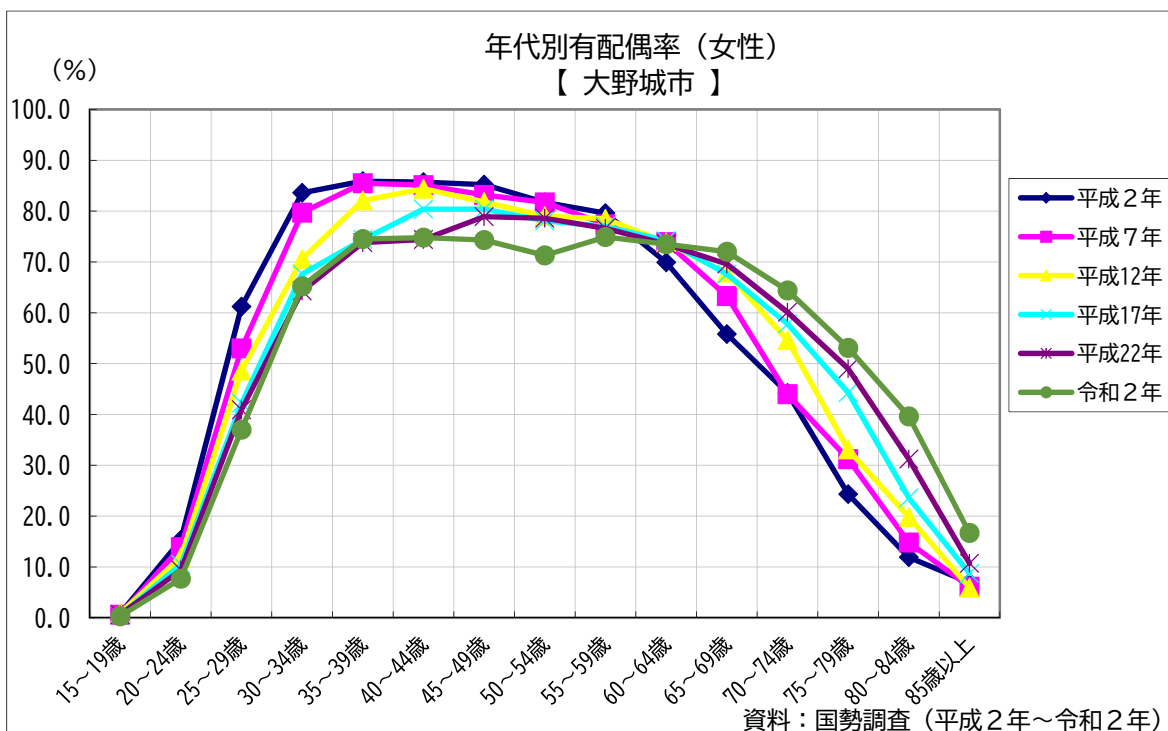
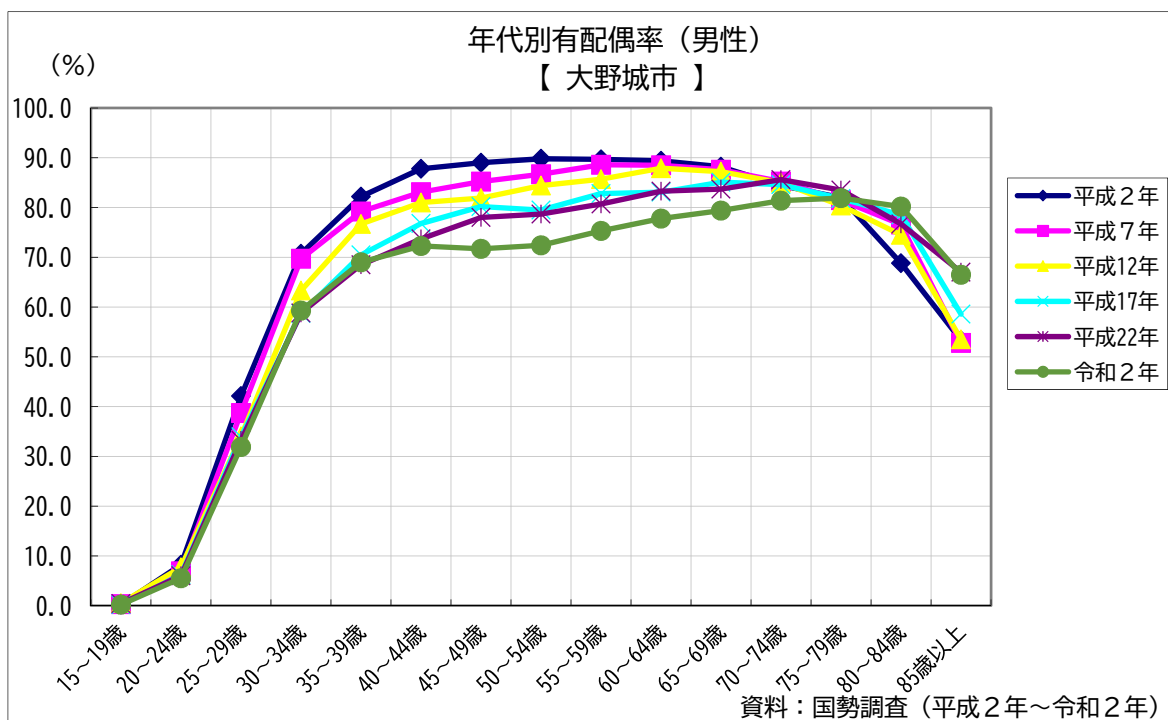


### (3) 年代別有配偶率の推移

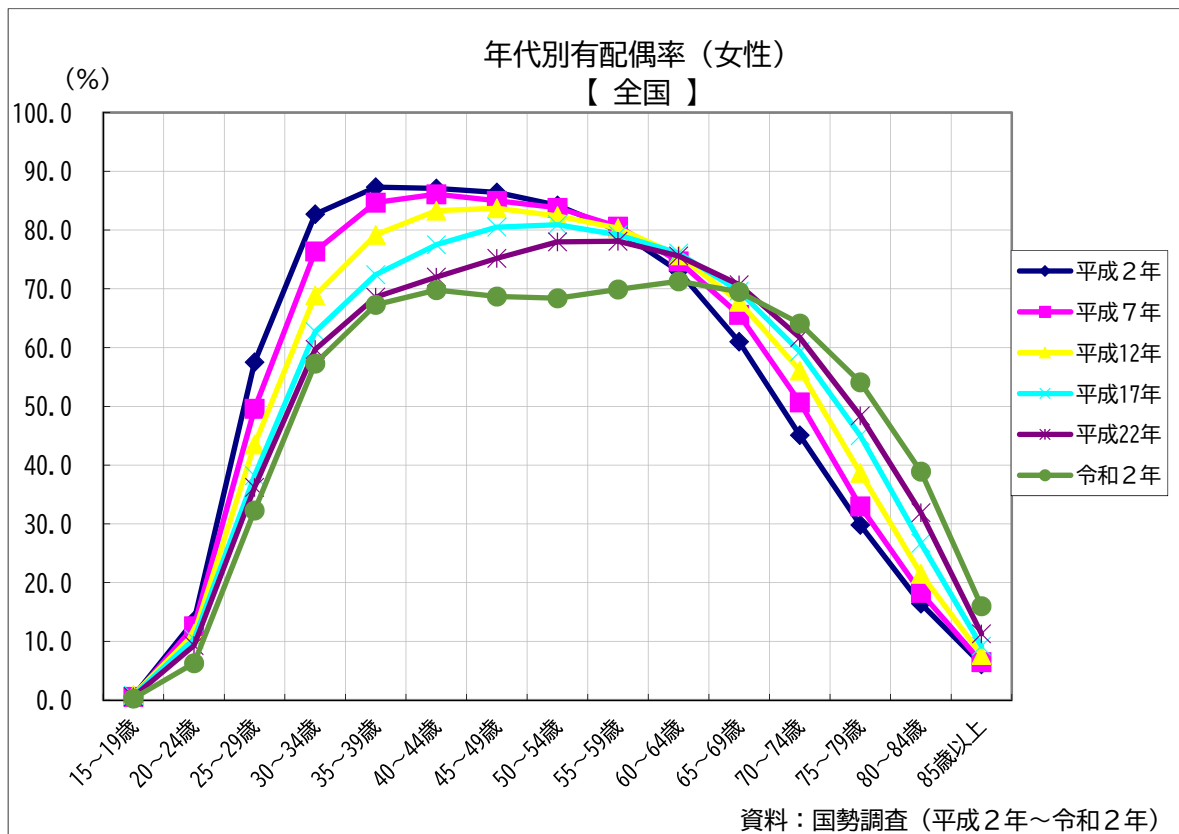
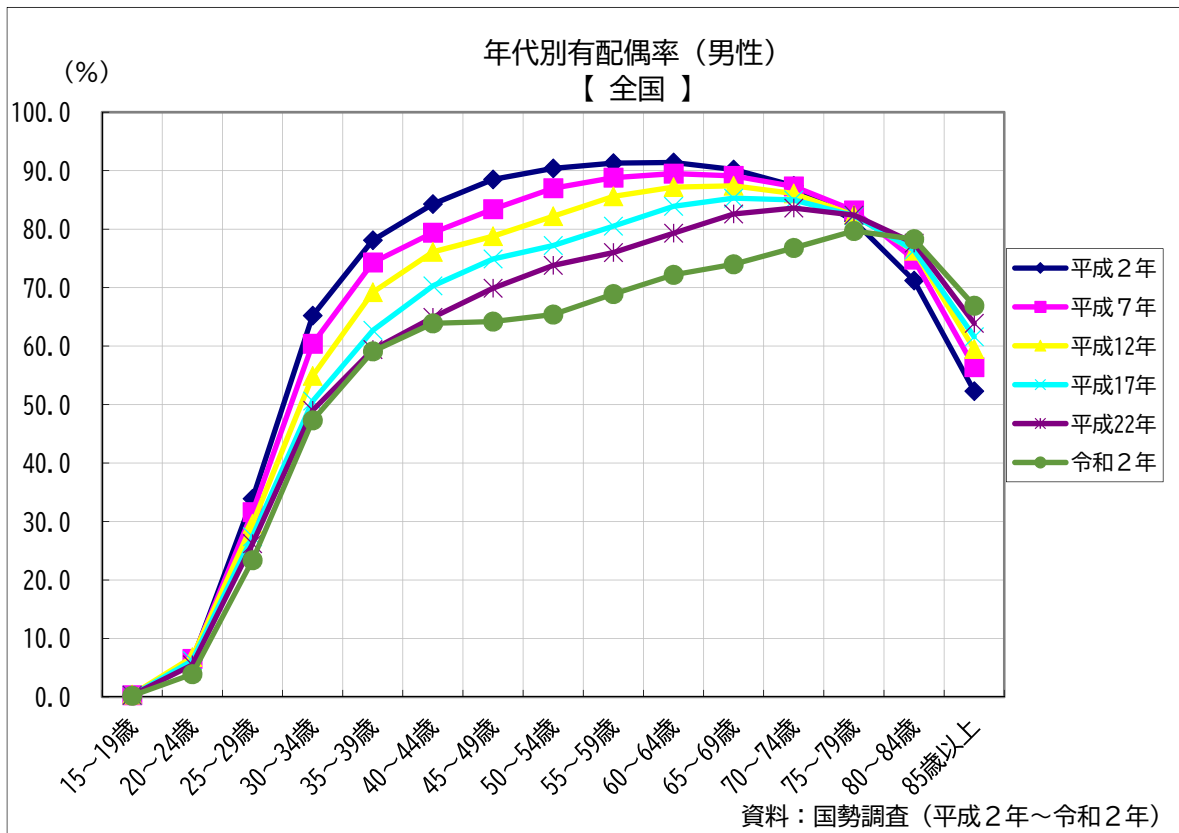
大野城市の男性の年代別有配偶率の推移を見ると、70～74歳あたりまでの有配偶率が年々減少していることが分かります。

同じく女性の年代別有配偶率の推移を見ると、55～59歳あたりまでの有配偶率が年々減少していることが分かります。

このことから、男女共に晩婚化などが進んでいることが考えられます。



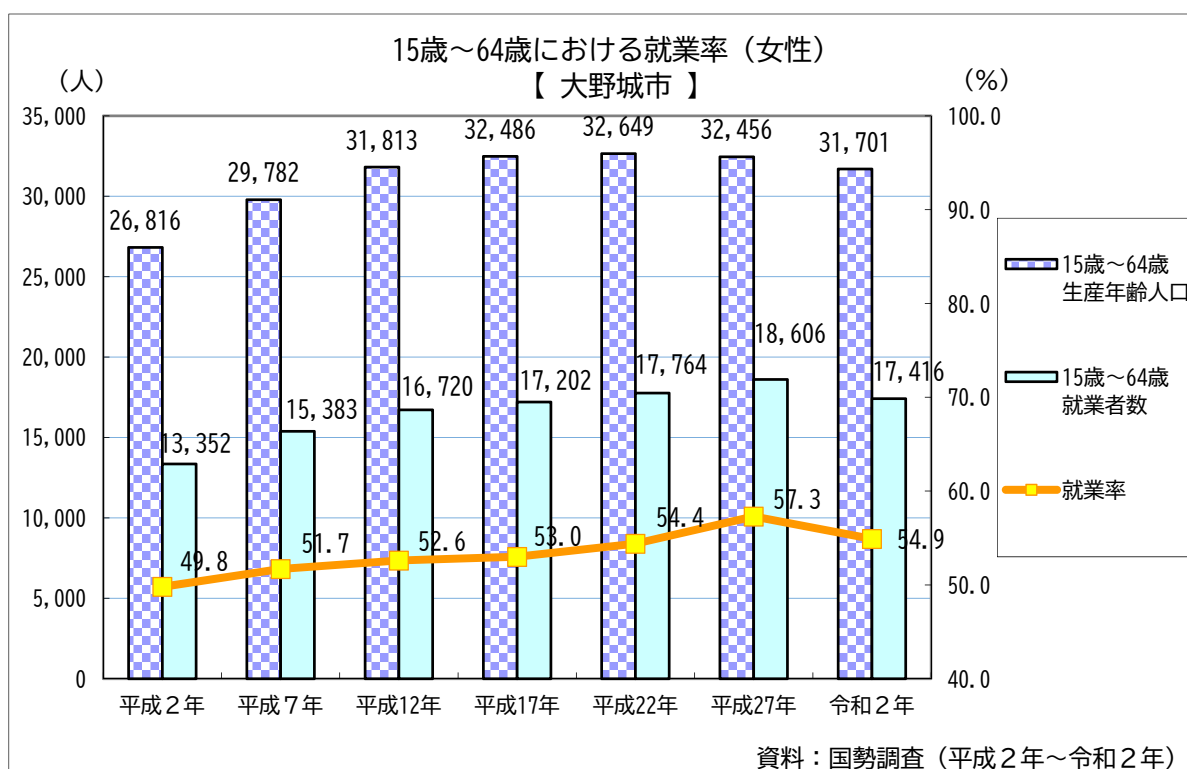
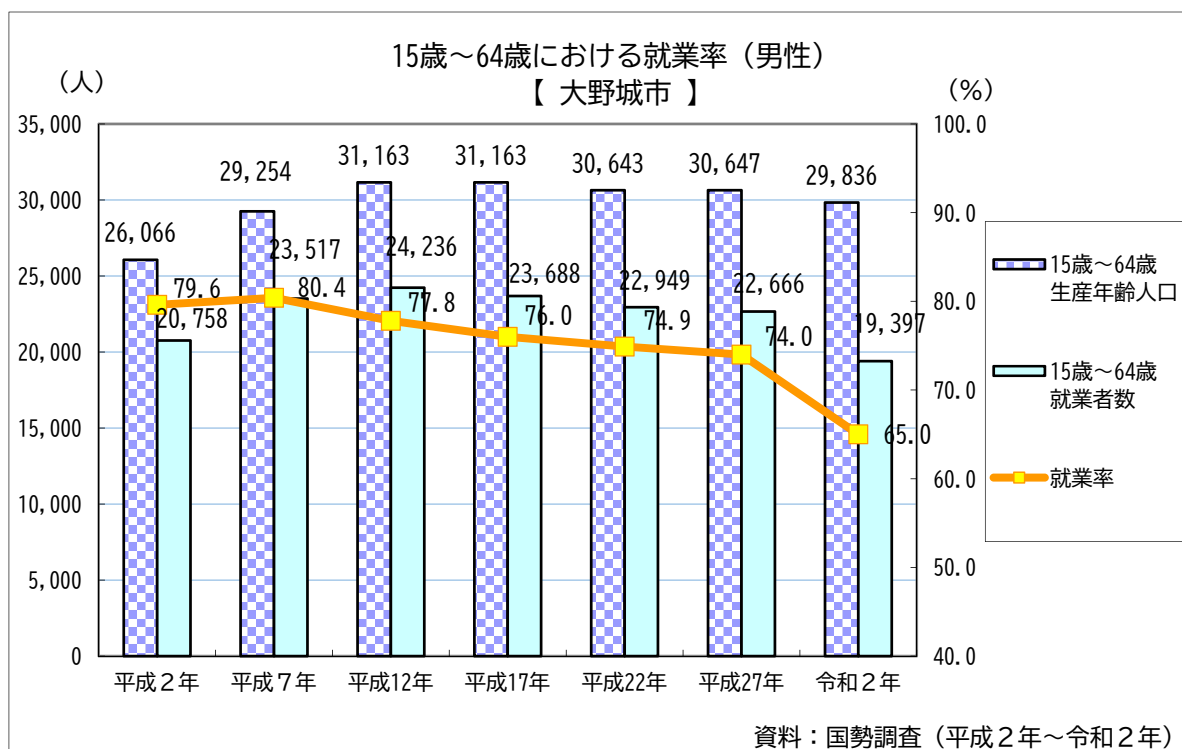
全国の年代別有配偶率の推移を見ても、大野城市と同じ傾向にあることがうかがえます。



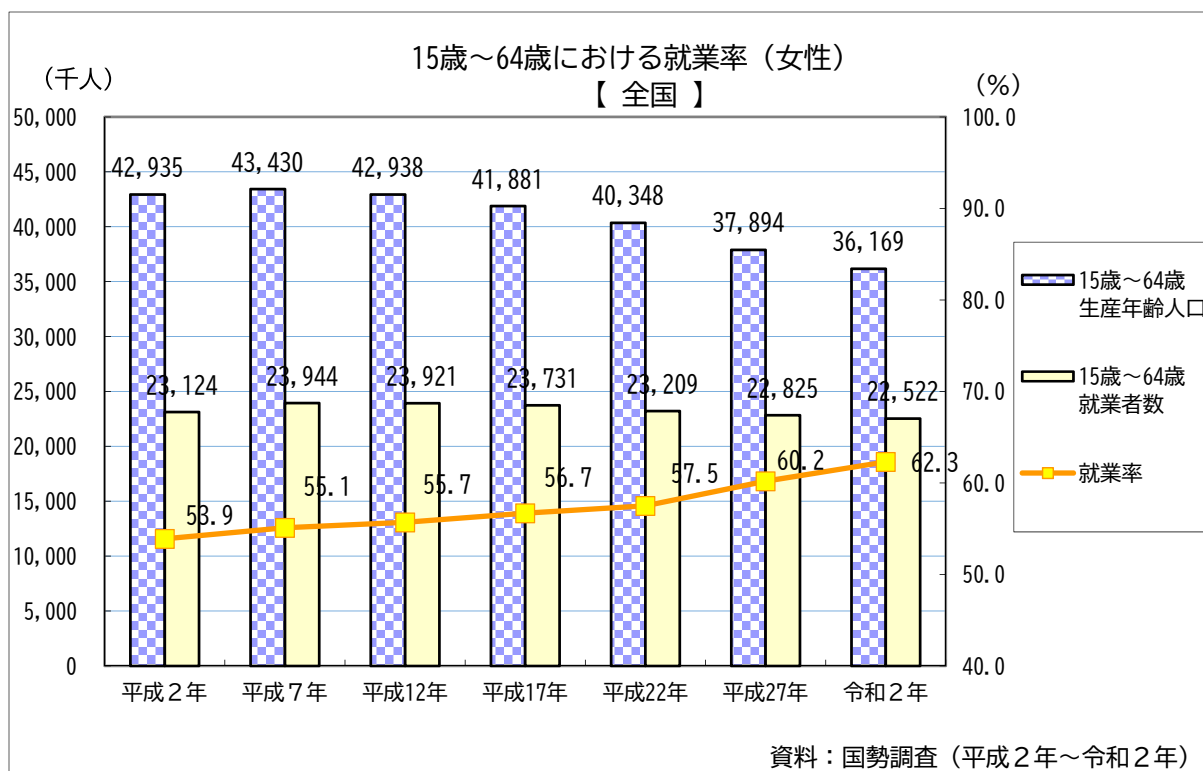
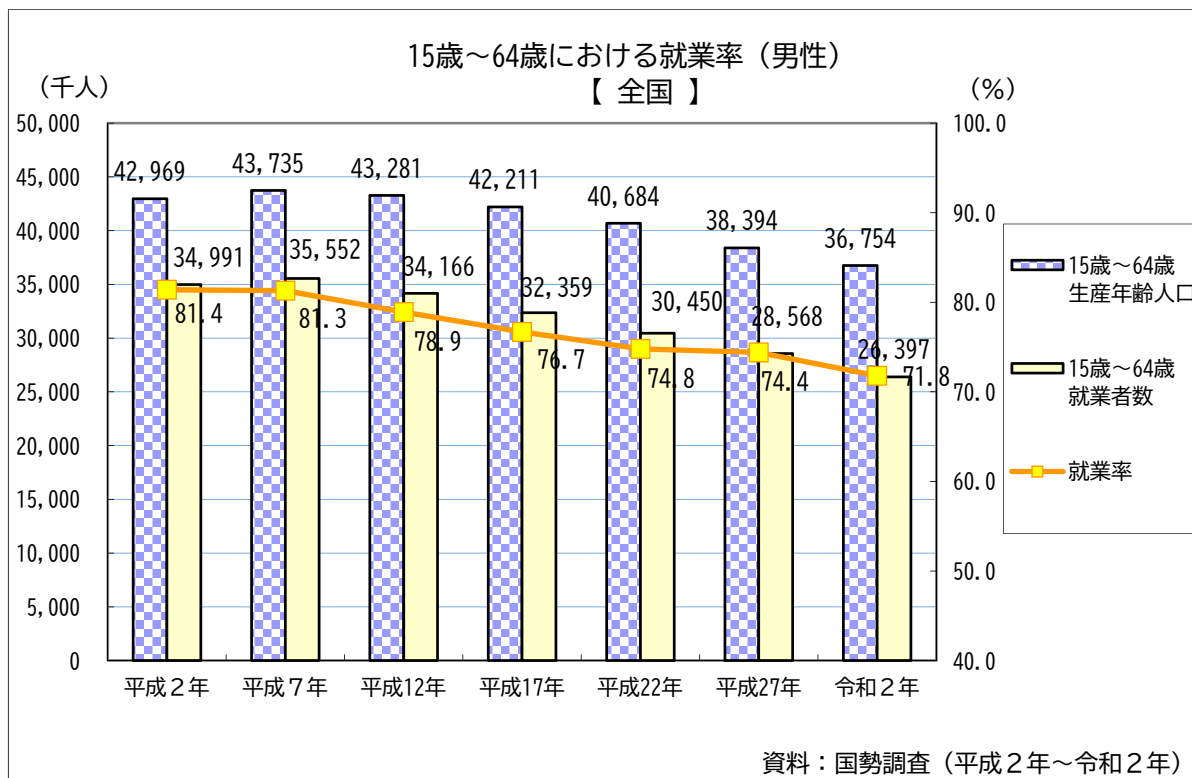
#### (4) 15歳～64歳における就業率の推移

大野城市の平成2年からの就業率（15歳～64歳人口に占める就業者の割合）の推移を見ると、男女間では一貫して男性の就業率が高くなっています。

また、女性の就業率は年々増加傾向にありましたが、令和2年は減少となりました。ただし、女性の就業率は今後も50%以上で推移していくことがうかがえます。

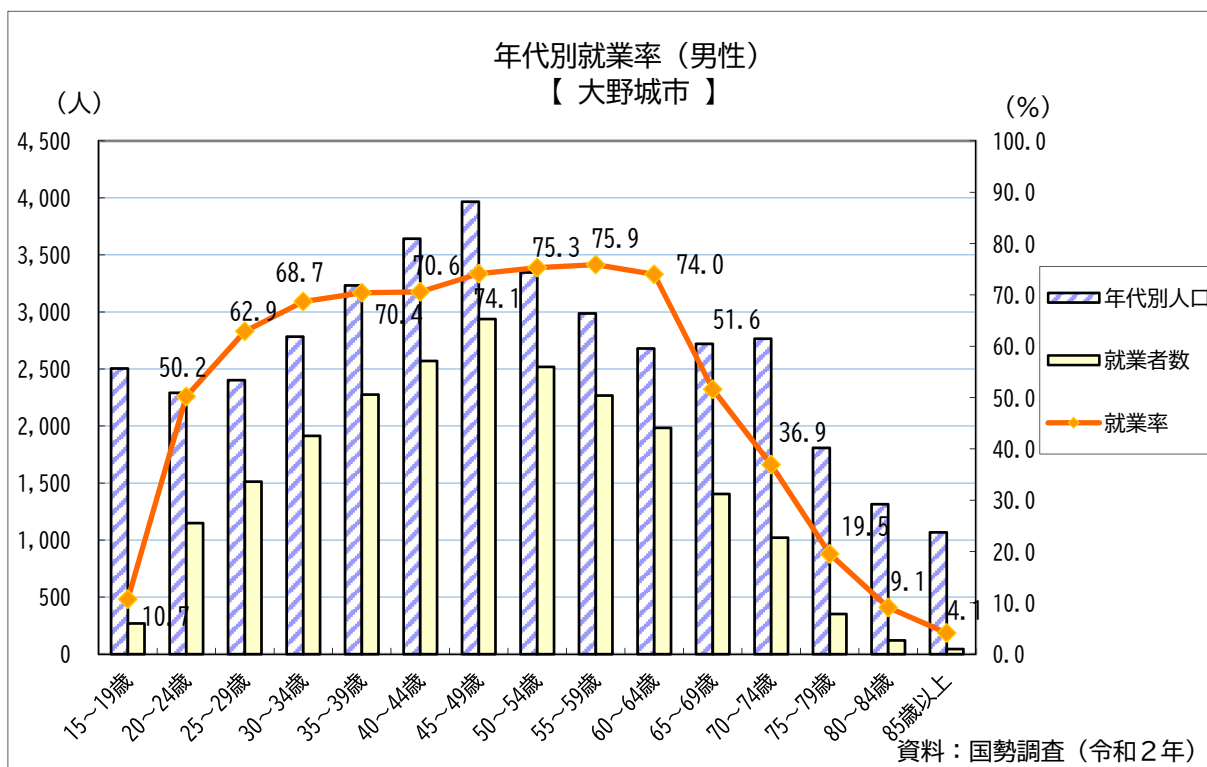


全国の平成2年からの就業率（15歳～64歳人口に占める就業者の割合）の推移を見ても、令和2年は異なりますが、大野城市と同じ傾向にあることがうかがえます。



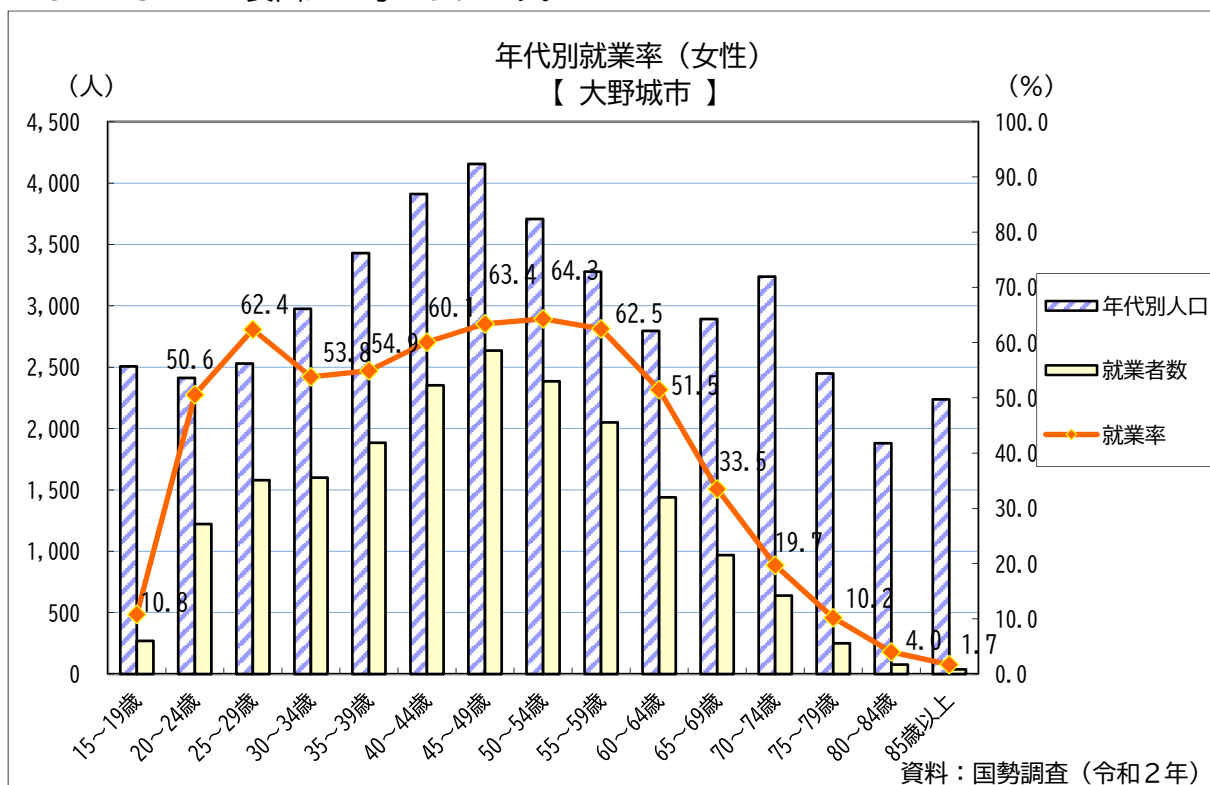
### (5) 年代別就業率の推移

大野城市の年代別就業率を見ると、男性では20歳～24歳辺りから就業率が50%を超え始め、60歳～64歳辺りを過ぎるまでは、およそ70%以上の就業率で推移しています。

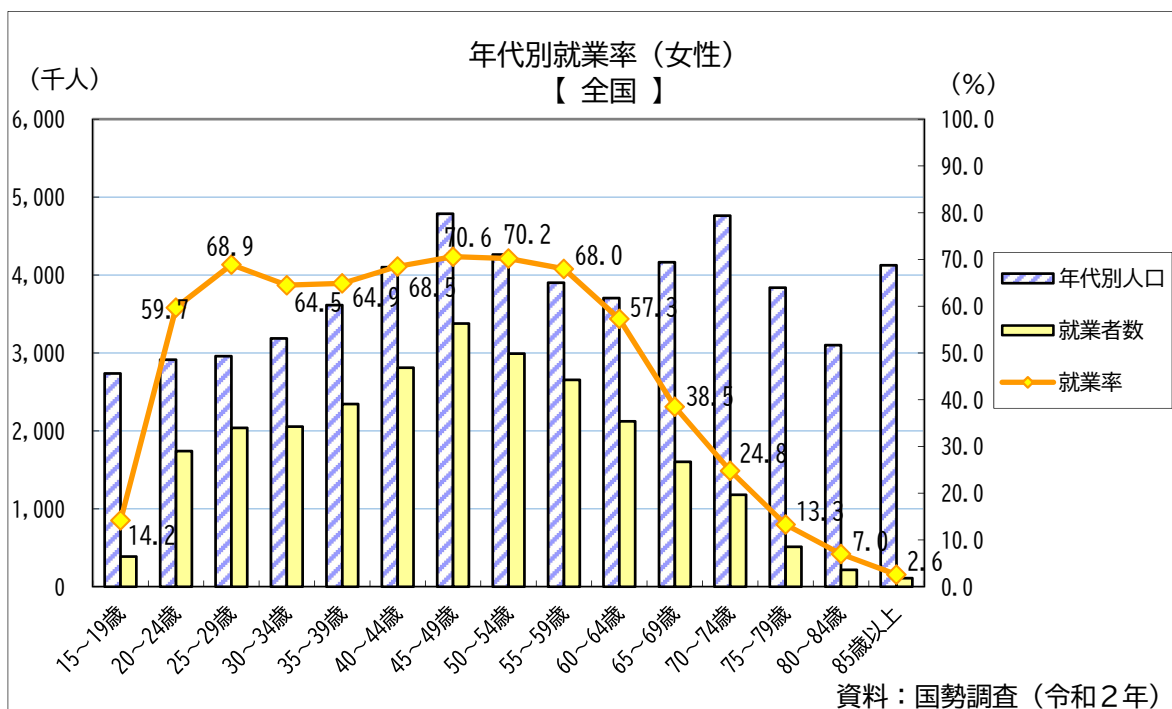
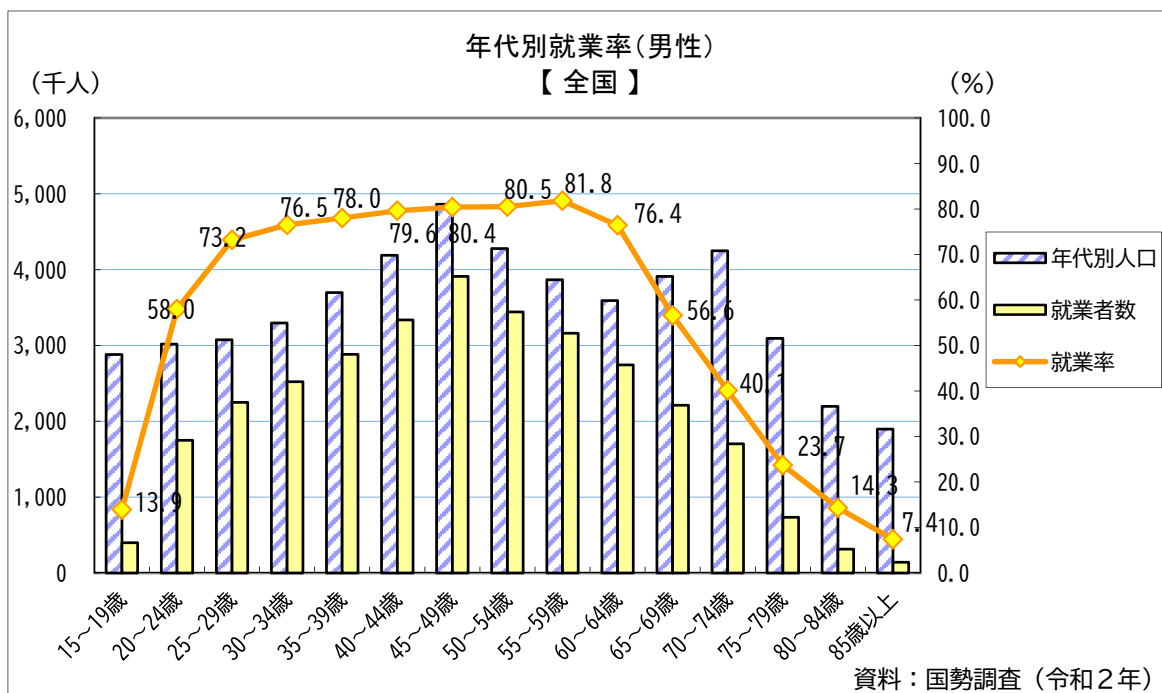


女性では25歳～29歳辺りまでは、就業率の上昇が見られますが、その後一度減少に転じ、再び就業率の上昇が見られます。

これは、女性が婚姻、出産によって一度職を離れ、出産、育児後に再び社会復帰していることが要因だと考えられます。



全国の年代別就業率を見ても、大野城市と同じ傾向にあることがうかがえます。

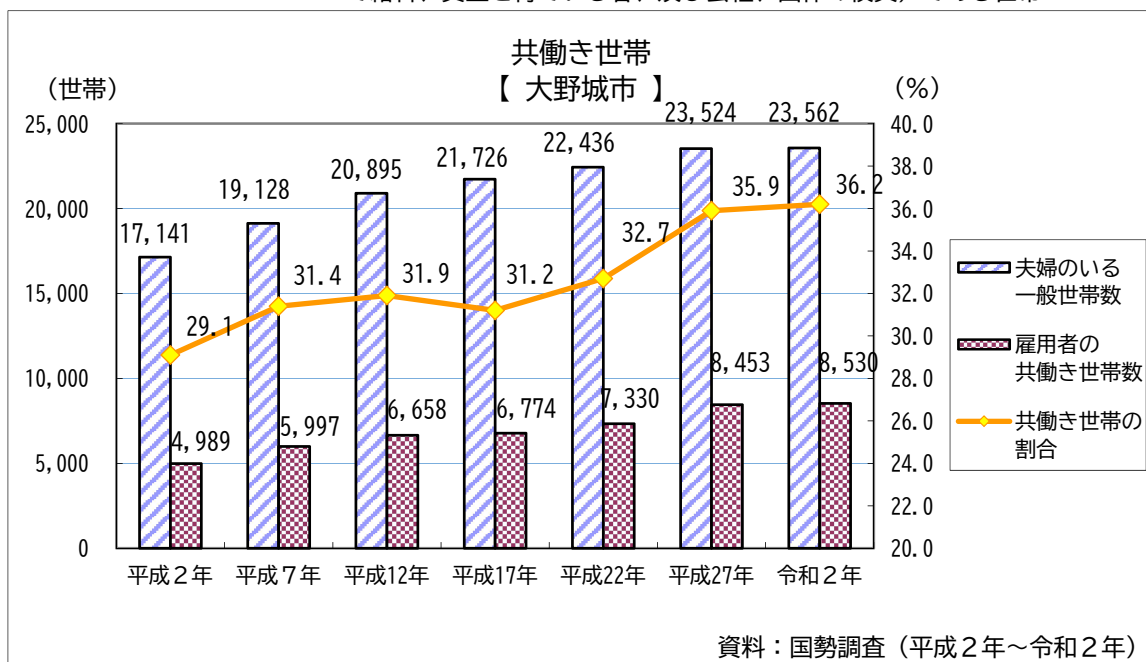


## (6) 共働き世帯数の推移

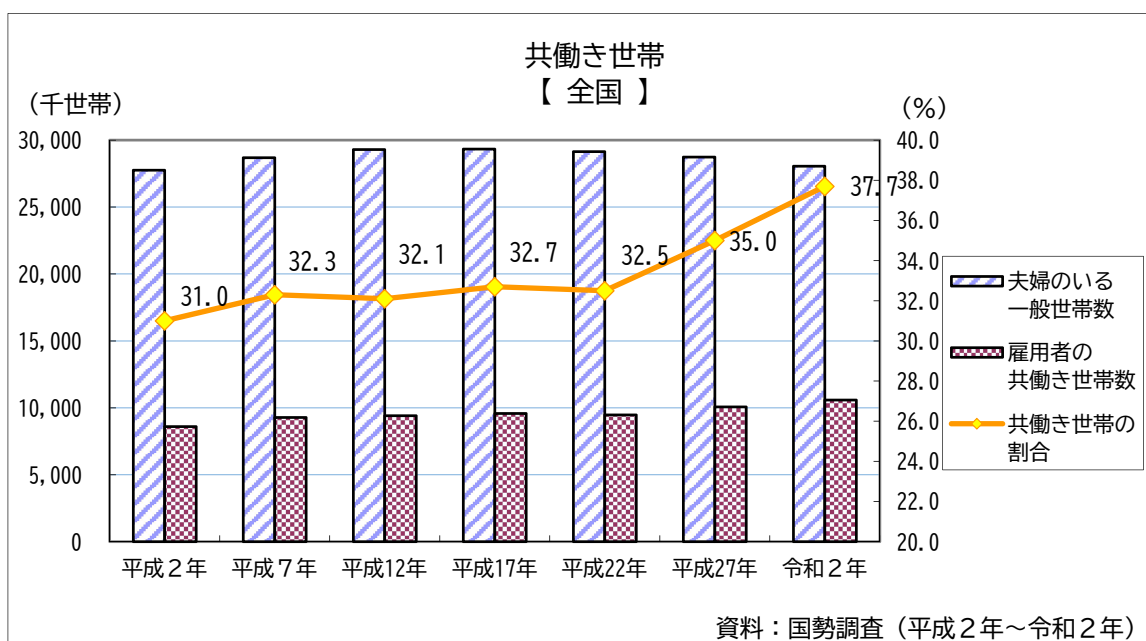
大野城市の平成2年からの共働き世帯数の推移を見ると、年々増加傾向にあり、夫婦のいる一般世帯数から見た共働き世帯数の割合も、年々増加傾向にあることが分かります。

※雇業者・・・・・・・・・・「就業者」から、「自営業主（個人経営の事業を営んでいる者）」、「家族従業者（自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者）」を除いた者

※雇業者の共働き世帯・・・夫婦ともに雇業者（会社、団体、官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料、賃金を得ている者、及び会社、団体の役員）である世帯



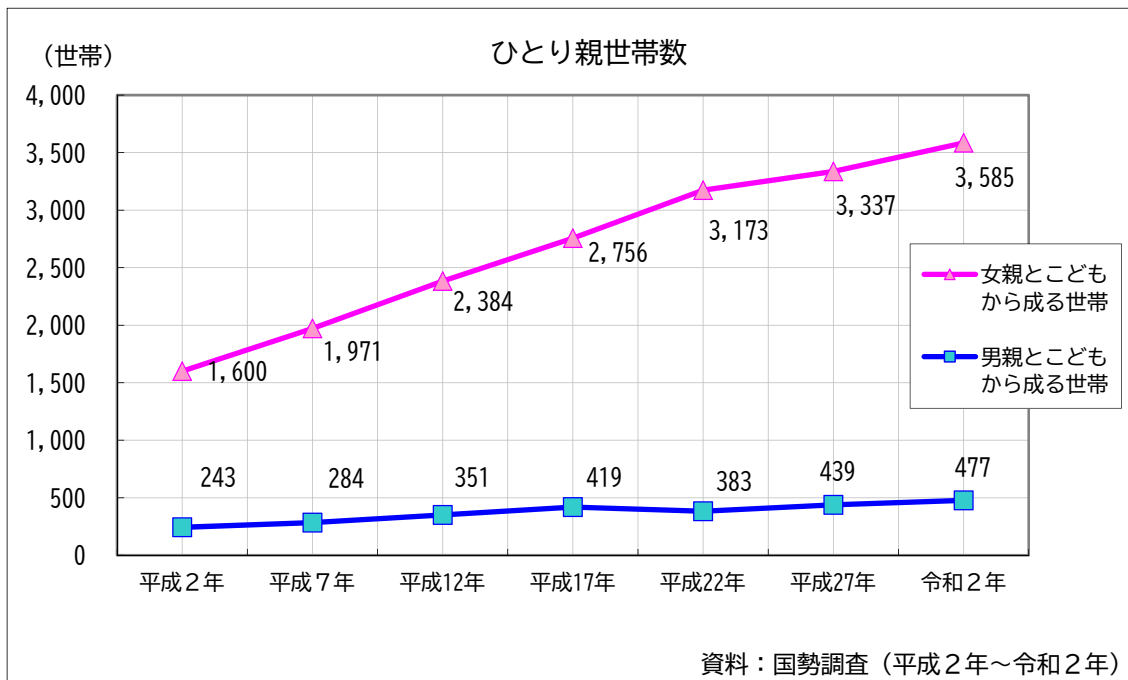
全国の夫婦のいる一般世帯数から見た共働き世帯数の割合を見ても、大野城市と同じ傾向にあることがうかがえます。



### (7) ひとり親世帯数の推移

大野城市の平成2年からのひとり親世帯数を見ると、平成22年の男親と子どもから成る世帯の数字を除くと、年々増加しています。

特に女親と子どもから成る世帯も年々増加しており、平成2年と令和2年を比べると、世帯数が2倍以上に増えています。



## 2 ニーズ（アンケート）調査結果概要

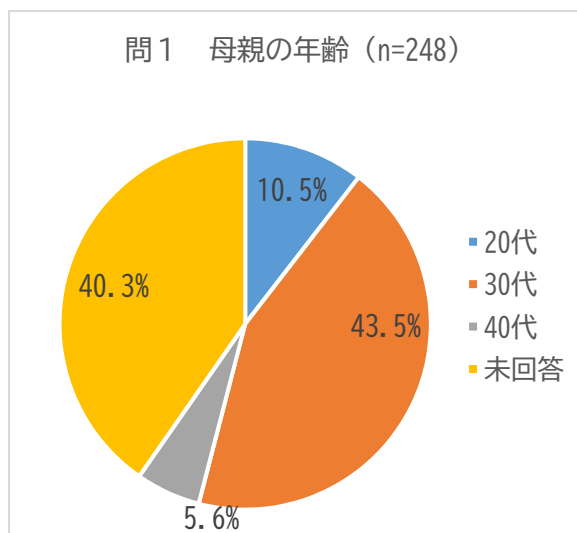
「第3期大野城市子ども・子育て支援事業計画」策定に当たり、保育所入所希望の傾向を図るため、以下のとおりニーズ（アンケート）調査を実施しました。

### 【調査対象及び回答数】

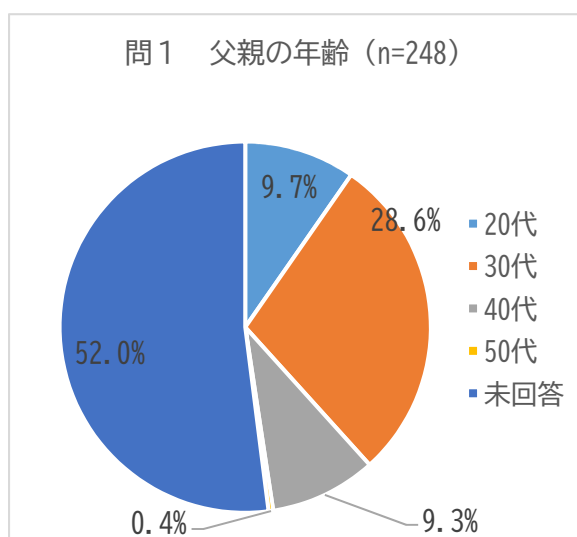
対 象	未就学児がいる世帯
調査方法	母子保健事業（母子健康手帳交付、マタニティクラス（母親教室）、保健師による訪問時等）や子育て支援事業（あかちゃん広場、親子サロン、ブックスタート等）に参加した保護者及び子育て支援課や総合窓口センター窓口を訪問した保護者へ二次元コードを載せた用紙を配布し、WEB アンケート方式で実施。
配布・回答数	配布 1,022 件・回答 248 件（有効回収率 24.3%）

### 【アンケート結果】

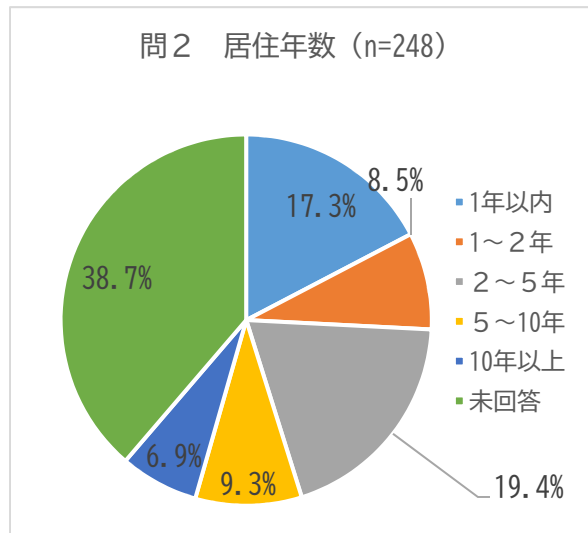
①母親の年齢について見ると、「30代」が最も多く 43.5%となっており、次いで「20代」（10.5%）、「40代」（5.6%）の順になっています。



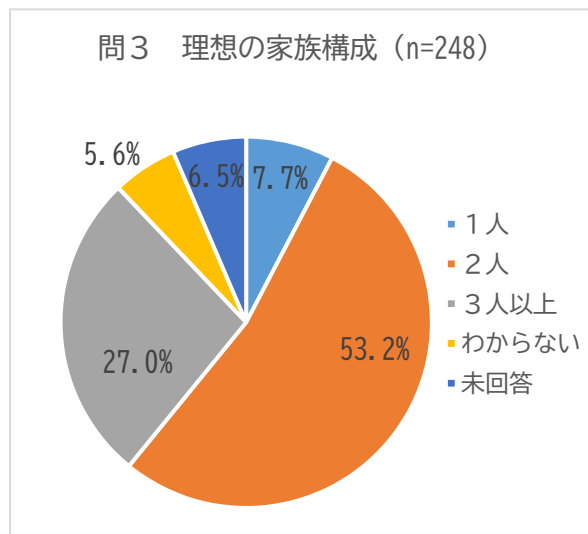
②父親の年齢について見ると、「30代」が最も多く 28.6%となっており、次いで「20代」（9.7%）、「40代」（9.3%）、「50代」（0.4%）の順になっています。



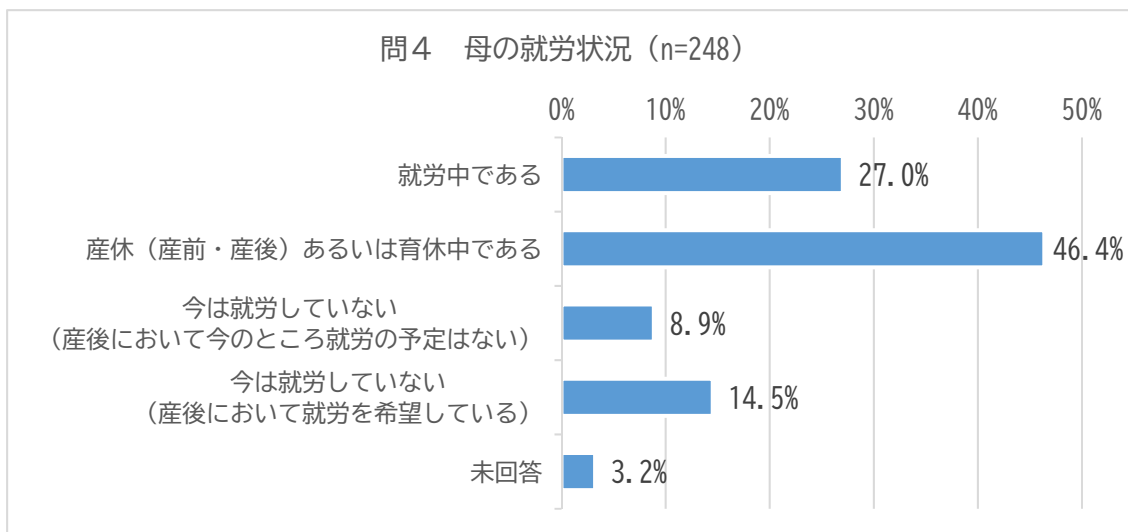
③居住年数について見ると、「2～5年」が最も多く19.4%となっており、次いで「1年以内」(17.3%)、「5～10年」(9.3%)、「1～2年」(8.5%)、「10年以上」(6.9%)の順になっています。



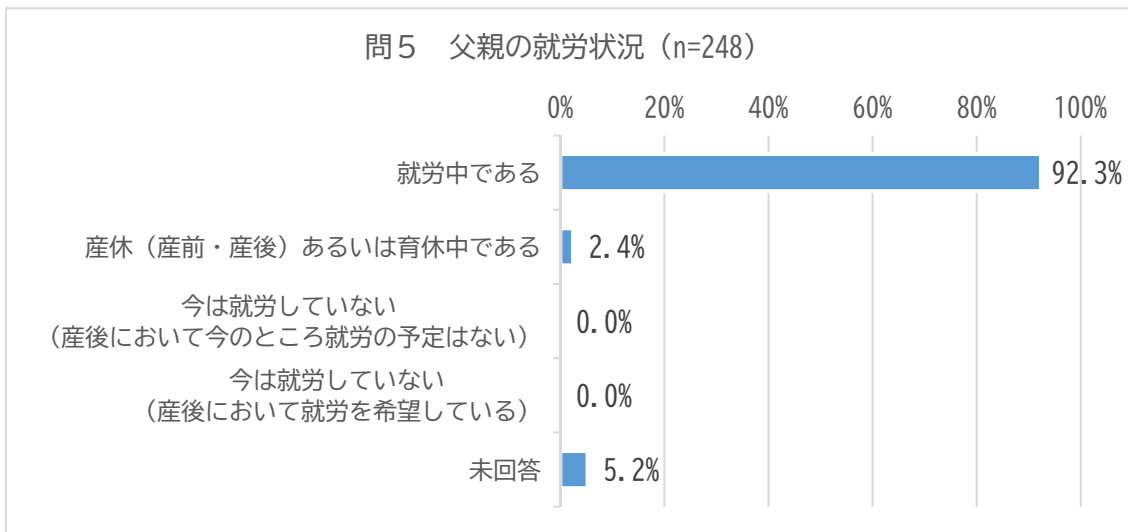
④理想の家族構成(こどもの人数)について見ると、「2人」と回答した人が最も多く53.2%となっており、次いで「3人以上」(27.0%)、「1人」(7.7%)の順になっています。



⑤母の就労状況について見ると、「産休(産前・産後)あるいは育休中である」と回答した人が最も多く46.4%となっており、次いで「就労中である」(27.0%)、「今は就労していない(産後において就労を希望している)」(14.5%)の順になっています。



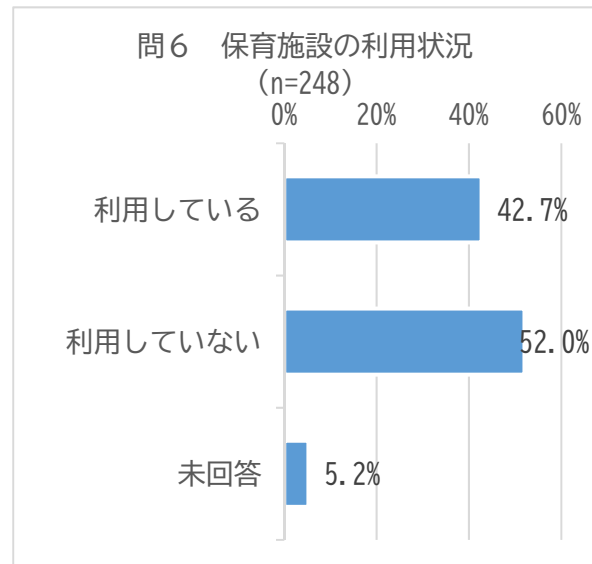
⑥父の就労状況について見ると、「就労中である」と回答した人が最も多く 92.3%となっており、次いで「産休（産前・産後）あるいは育休中である」（2.4%）の順になっています。



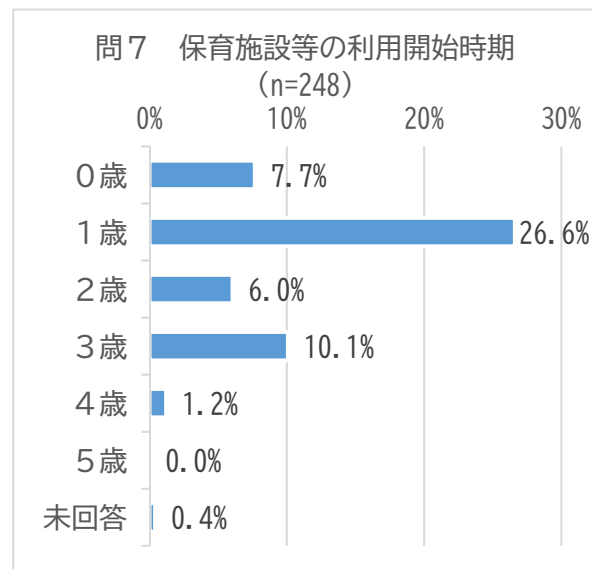
⑦保育施設の利用状況について見ると、「利用していない」と回答した人が最も多く 52.0%となっており、次いで「利用している」（42.7%）の順になっています。

※保育施設

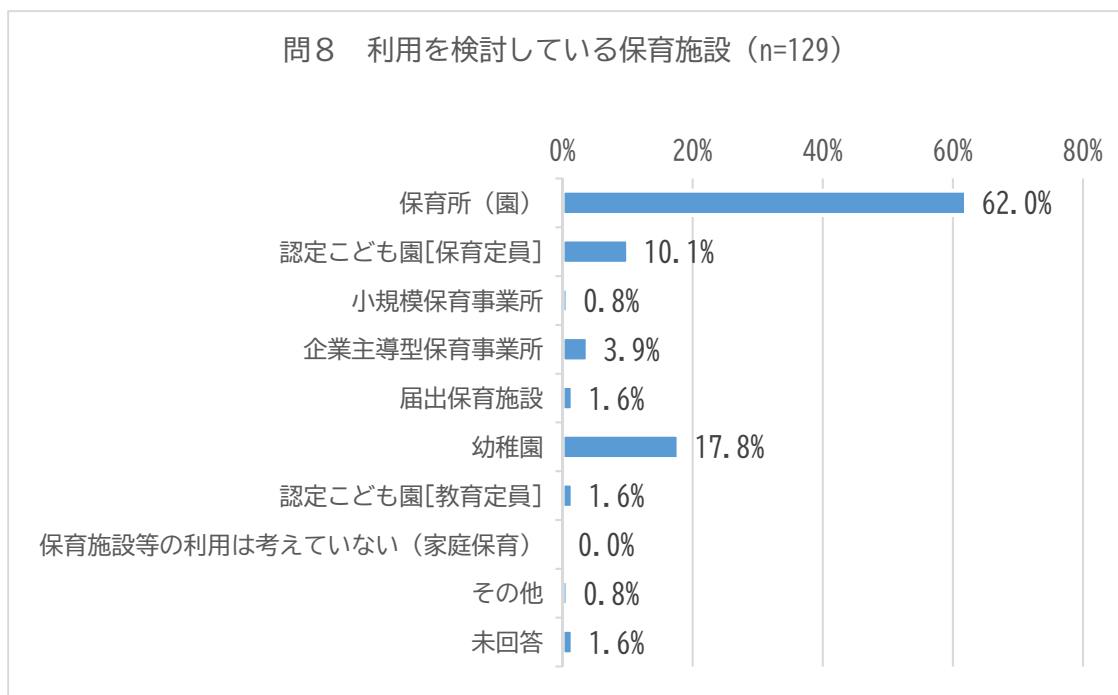
- ・ 保育所（園）
- ・ 認定こども園[保育定員]
- ・ 小規模保育事業所
- ・ 企業主導型保育事業所
- ・ 届出保育施設
- ・ 幼稚園
- ・ 認定こども園[教育定員]



⑧保育施設等の利用開始時期について見ると、「1歳」と回答した人が最も多く 26.6%となっており、次いで「3歳」（10.1%）、「0歳」（7.7%）の順になっています。



⑨利用を検討している保育施設について見ると、「保育所（園）」と回答した人が最も多く 62.0%となっており、次いで「幼稚園」（17.8%）、「認定こども園[保育定員]」（10.1%）の順になっています。



※問6で「利用していない」を選択した場合のみ回答

### 3 大野城市子ども・若者育成会議設置条例

平成 26 年 3 月 24 日

条例第 3 号

(設置)

第 1 条 子どもや若者の健全な育成に関する事項について調査審議するため、大野城市子ども・若者育成会議（以下「育成会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 育成会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子どもや若者の健全な育成に関する総合的な計画の立案及び進捗管理に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項に掲げる事務に関すること。
- (3) その他子どもや若者の健全な育成のために必要な事項に関すること。

2 育成会議は、前項各号に掲げる事項に関し、市長に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 育成会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の長が推薦する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 育成会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、育成会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 育成会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 育成会議は、必要があるときは、会議に関係者を出席させ、意見を聴取することができる。

(部会)

第7条 市長は、育成会議の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、部会を置くことができる。この場合において、部会の委員（以下「部会委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 育成会議の委員

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長及び副部会長は、部会委員の互選によって定める。

4 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、「育成会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読替えるものとする。

(守秘義務)

第8条 委員及び部会委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 育成会議の庶務は、市長が定めた機関において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、育成会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(大野城市青少年問題協議会設置条例の廃止)

2 大野城市青少年問題協議会設置条例（昭和39年条例第76号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### 4 大野城市子ども・若者育成会議部会設置規則

平成26年5月9日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、大野城市子ども・若者育成会議設置条例（平成26年条例第3号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき設置する部会の組織及び運営について、条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、大野城市子ども・若者育成会議から付託された事項を調査審議する。

(組織)

第3条 設置する部会及び部会の委員の数は別表に掲げるとおりとする。

(任期)

第4条 部会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 部会の委員は、再任されることができる。

(報告)

第5条 部会長は、部会の調査審議の経過及び結果を育成会議に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、別表の事務局欄に掲げる課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大野城市子ども・若者育成会議部会設置規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

部会名	部会の委員の数	事務局
子育て支援部会	15名以内	こども・若者政策課
子ども育成部会	10名以内	こども・若者政策課
若者育成部会	10名以内	こども・若者政策課
青少年対策連携部会	20名以内	生活安全課

## 5 大野城市子ども・若者育成会議、子育て支援部会及び子ども育成部会委員名簿

【子ども・若者育成会議】（任期：令和6年10月21日～令和8年10月20日）

役 職	氏 名	所属機関等
会長	吉塚 和美	(元)学校法人都築育英学園 福岡こども短期大学講師
	原 陽一郎	学校法人筑紫女学園 筑紫女学園大学教授
	井上 孫紹	社会福祉法人大楠会 平野保育園
	今本 香津代	学校法人筑水学園 南ヶ丘幼稚園
	齊藤 裕治	大野城市民生委員児童委員連合協議会
	井上 彰夫	大野城市小学校校長会
	橋口 清美	大野城市子ども会育成会連絡協議会
副会長	浅野 知紀	大野城市中学校校長会
	原田 直和	福岡県立筑紫中央高等学校
	渋田 秀美	北地区コミュニティ運営協議会
	山内 友香	社会福祉法人 大野城市社会福祉協議会
	田口 富恵	大野城市母子寡婦福祉会
	池邊 幸子	公益財団法人大野城まどかぴあ 男女平等推進センター

【子育て支援部会】（任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日）

役 職	氏 名	所属機関等
部会長	吉塚 和美	(元)学校法人都築育英学園 福岡こども短期大学講師
副 部会長	井上 孫紹	社会福祉法人大楠会 平野保育園
副 部会長	今本 香津代	学校法人筑水学園 南ヶ丘幼稚園
	木村 亜由美	こゆ保育園
	谷尾 可菜子	社会福祉法人育愛会 リズム保育園
	岡崎 多恵子	学校法人聖ヶ丘学園 筑紫幼稚園
	深田 由佳梨	幼稚園児保護者
	長谷川 眞弓	あかね助産院
書記	大谷 清美	特定非営利活動法人 チャイルドケアセンター
	八田 祐子	大野城市民生委員児童委員連合協議会
	渡辺 しおり	大野城市地域貸出文庫連絡協議会
	山内 友香	社会福祉法人 大野城市社会福祉協議会
	西本 成巳	社会福祉法人 こぐま福祉会

【子ども育成部会】（任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日）

役 職	氏 名	所属機関等
部会長	井上 彰夫	大野城市小学校校長会
副 部会長	橋口 清美	大野城市子ども会育成会連絡協議会
	藤田 俊郎	ボーイスカウト大野城第1団
	中嶋 真理子	大野城市文化連盟
	寺岡 亜希子	大野城市 PTA 連絡協議会
	鶴 方和	大野城市スポーツ少年団
	高崎 多津子	大野城市食生活改善推進会
	岩瀬 典子	大野城市民生委員児童委員連合協議会



第3期大野城市こども・子育て支援事業計画  
【令和7年度～令和11年度】

協 力： 大野城市子ども・若者育成会議  
子育て支援部会  
子ども育成部会

編集・発行： 大野城市 こども未来部  
こども・若者政策課

〒816-0932 福岡県大野城市瓦田四丁目2番1号  
(すこやか交流プラザ内)

T E L： 092-580-1912 (直通)

F A X： 092-501-3356

E - m a i l： [mirai@city.onojo.fukuoka.jp](mailto:mirai@city.onojo.fukuoka.jp)